

第 13 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成21年10月2日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 13 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成21年10月2日(金曜日)

午前10時 開議
午後 0時16分休憩
午後 0時22分開議
午後 0時46分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員長 平野みどり
副委員長 守田憲史
委員 西岡勝成
委員 鬼海洋一
委員 堤泰宏
委員 藤川隆夫
委員 城下広作
委員 吉永和世
委員 池田和貴
委員 森浩二
委員 田代国広
委員 船田公子
委員 渕上陽一
委員 早田順一
委員 山口ゆたか
委員 浦田祐三子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部
部長 駒崎照雄
次長 横田 堅
次長 益田和弘
首席環境生活審議員兼
環境政策課長 園田素士
環境政策監兼環境政策課
環境立県推進室長 森永政英
環境保全課長 宮下勇一
水環境課長 小嶋一誠
自然保護課長 岡部清志
廃棄物対策課長 山本 理
廃棄物公共関与政策監兼
廃棄物対策課
公共関与推進室長 中島克彦
地域振興部
交通対策総室副総室長 田代裕信
商工観光労働部
次長 竹上嗣郎
政策調整審議員兼
商工政策課課長補佐 渡辺克淑
産業支援課長 高口義幸
農林水産部
次長 藤井正範
次長 堤泰博
政策調整審議員兼
農林水産政策課課長補佐 福島誠治
農業技術課長 渡辺弘道
園芸生産・流通課長 城啓人
畜産課長 高野敏則
農村整備課長 大薄孝一
首席農林水産審議員兼
森林整備課長 織田 央
林業振興課長 藤崎岩男
森林保全課長 久保尋歳

水産振興課長 神戸 和 生
 漁港漁場整備課長 尾山 佳 人
 水産研究センター所長 岩下 徹
 土木部
 次 長 天野 雄 介
 土木技術管理室長 戸塚 誠 司
 土木審議員兼
 道路整備課課長補佐 手島 健 司
 河川課長 野田 善 治
 港湾課長 湯山 修 市
 土木審議員兼
 都市計画課課長補佐 宮部 静 夫
 土木審議員兼
 都市計画課景観公園室長 亀田 俊 二
 下水環境課長 西田 浩
 建築課長 生田 博 隆
 建築審議員兼
 建築課建築物安全推進室長 坂口 秀 二

教育委員会事務局

首席教育審議員兼
 義務教育課長 木村 勝 美
 企業局

次 長 梅本 茂
 企業審議員兼
 荒瀬ダム対策室長 下村 弘 之
 工務課長 福原 俊 明

警察本部

交通部参事官 緒方 博文

事務局職員出席者

政務調査課長 船越 宏 樹
 政務調査課課長補佐 川上 智 彦
 議事課課長補佐 中村 時 英

午前10時開議

○平野みどり委員長 おはようございます。
 第13回環境対策特別委員会を開催いたします。

それでは、執行部を代表して、駒崎環境生

活部長からごあいさつをお願いいたします。

○駒崎環境生活部長 おはようございます。
 委員会の開会に当たりまして、執行部を代表してごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろより、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進、有明海、八代海の再生及び地球温暖化対策に対しまして、格別の配慮をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

また、去る7月17日に、大津町の太陽光発電設備等の製造工場を環境対策特別委員会として視察いただきました際に、県で行っております公共関与の最終処分場建設予定地まで足を運んでいただきましたことに重ねて感謝を申し上げます。

ところで、鳩山首相が、先般の国連気候変動サミットにおいて、2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減するという、我が国の中期目標を表明されるなど、温暖化対策をめぐって新たな動きが出てきております。こうした動きに十分留意しながら、県としての取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本日の議題につきましては、3つの付託事件について、6月議会以降における進捗状況等を中心に担当課長から御説明いたします。

報告事項としまして、この夏、八代海の魚類養殖に大きな被害がありました赤潮の発生及び被害状況、また、地球温暖化対策関係としまして、本県の温室効果ガス総排出量の状況及び地球温暖化対策の推進に係る条例の検討状況、以上3点を予定いたしております。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○平野みどり委員長 では、お手元に配付の委員会次第に従いまして、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしく願います。

議題(1)産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、(2)有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び(3)地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

では、執行部から説明をお願いいたします。

それでは、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について、①公共関与による管理型最終処分場の整備についての説明をお願いいたします。

山本廃棄物対策課長。

○山本廃棄物対策課長 おはようございます。廃棄物対策課の山本でございます。

2ページをよろしくお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備について御説明を申し上げます。

まず、1の目的でございますが、県民の生活環境の保全や経済活動の維持促進のためのインフラとして整備することとしております。

そのため、2のこれまでの取り組み状況に記載のとおり、平成14年度から取り組みを進めてきております。現在、計画概要は、このページ下の表に示しましたように、埋め立て容量約45万立米などとしておるところでございます。

○平野みどり委員長 着座でお願いいたします。

○山本廃棄物対策課長 よろしゅうございますか。失礼させていただきます。

それでは、3ページをお願いいたします。

最近の主な取り組みでございますが、(1)に記載したように、現在進めております環境影響評価手続の第1段階の方法書に対しまして、441件の意見を住民の方々からいただきました。類似の内容がございましたので、343件に整理をいたしまして、それぞれの項目に対しまして、一問一答形式で取りまとめました。その上で、7月から8月にかけて住民説明会を開催いたしました。

説明会では、住民の方たちの御不安や御心配に対して回答をさせていただき、あわせて、近く着手する環境アセスメントの現地調査についても御理解を求めたところでございます。このような説明会には、述べ約200人の御参加を得たところでございます。

また、住民の方たちからの御意見には、候補地選定の経緯に関するものも多いことから、候補地選定の経緯、また、地質地下水の状況を整理し、一問一答形式の取りまとめとともに、地元の公民館等に設置をさせていただいたところでございます。

4の今後の取り組みでございますが、7月17日には、当特別委員会にも御視察をいただきました。その際に、地下水や交通、風評被害に関する御心配を背景に厳しい意見をいただいておりますが、いまだ地元との建設合意には至っておりません。しかし、今後、環境アセスメントの手続や井戸調査、実施設計など、さまざまな機会をとらえまして、住民の皆様方の御不安や御心配について一つ一つ丁寧にお答えすることで、必ずや地元の御理解をいただけるものと考えておるところでございます。引き続き、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

4ページをお願いいたします。

(2)の地域振興策でございますが、周辺環境の整備など処理施設を中心とした地域振興に努めるということとしておりますので、具体的な振興策につきましては、今後、地元町や地域住民の御意見を踏まえながら策定して

まいるつもりでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

参考資料といたしまして、県内の管理型最終処分場(処理業者)の残余容量と今後の取り組みについて御説明を申し上げます。昨年度9月にも御報告をいたしました。今年度の数値が固まりましたので、時点修正の上、御説明するものでございます。

まず、表1でございます。県内の管理型最終処分場の残余容量等をごらんいただくとおわかりいただくとおと思いますが、最終処分量は、平成20年度は6万2,000トンとなっております。表の真ん中の数字の一番下のところでございます。各種リサイクル法の施行や産業廃棄物の導入等によりまして減少傾向にございます。平成19年度から20年度にかけては微増しておりますが、今後は大きな増加要素も考えられないため、横ばいか緩やかに減少するのではないかと考えておるところでございます。残余容量が、平成20年度末では6万1,000立米という処理業者からの報告です。残余年数は1.0年ということになります。

次に、6ページをお願いいたします。表の2でございます。

管理型最終処分場の施設設置許可を受けて建設工事中のものでございますが、九州産廃株式会社のものでございます。これが供用開始されますと、残余年数は一たん延びることとなりますが、菊池市と同社の協定により、平成26年度末までに最終処分を終了するということになっております。

このほか、表3、将来の処分場建設に向け手続中のものでございますが、これに記載してありますとおり2社の計画がございまして、ともに設置許可申請前の段階でございまして、今後も種々の手続が必要でございます。

最終処分場の整備には、供用開始に至るまでさまざまな不確定要素がございまして、そのため、県では、産業廃棄物の安定的な処理体

制を構築するため、公共関与による管理型最終処分場の整備に取り組んでおるところでございます。環境アセス手続など、供用開始に至るまでに5年以上の期間を要することを踏まえ、計画的かつ着実に事業を実施していくことが重要であると考えております。引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

最後に、22年度に計画をしております実施設計までには、このような産業廃棄物の処理動向をしっかりと踏まえながら、最終的な施設の規模や収支計画等を検討していくこととしておるところでございます。

以上でございます。

○平野みどり委員長 次に、有明海・八代海再生に係る提言への対応について説明をお願いいたします。

まず、園田環境政策課長。

○園田環境政策課長 環境政策課の園田でございます。よろしく願いいたします。着座のまま説明させていただきます。

8ページをお願いしたいと思います。

有明海・八代海再生に係る提言への対応についてでございます。

この提言につきましては、平成16年2月定例県議会におきまして、当時の有明海・八代海再生特別委員会から、県計画の重点的な取り組み推進の道筋を明らかにするため、県に対しまして、重点項目や短中長期に取り組むべき施策等が示されたものでございます。この提言を受けまして、関係各課におきまして、それぞれの施策に取り組んでいるところでございます。

本日は、6月委員会に引き続きまして、平成21年度に新たな取り組みを行う施策や水質の状況、漁業の振興など、これまで当委員会において議論があり、継続的な報告が必要と考えられる施策を中心に御説明いたします。

それでは、主な施策の取り組みにつきまして、資料に沿って各担当課から順次説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○西田下水環境課長 資料の8ページをお願いいたします。

施策、生活排水処理施設の整備促進について御説明いたします。

1、施策の概要等の①提言の実現に向けた取り組み概要をごらんください。

平成15年に、生活排水処理施設整備のマスタープランとなります熊本県生活排水処理施設整備構想を取りまとめ、平成22年度末の汚水処理人口普及率の目標値を82%に設定し、公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの連携を図りながら整備を進めてきております。

次に、2、平成21年度の取り組みの②取り組み状況等をごらんください。

平成20年度末の汚水処理人口普及率の集計が先ごろまとまりまして、76.5%となりました。19年度末、前年度から1.8ポイント上昇し、全国平均との差も縮小してきているところでございます。

1つ飛びまして、3つ目のポツをごらんください。

枠の中の5行目になりますけれども、公共用水域の水質環境基準を達成、維持するために、下水道整備に関する基本計画として、流域別下水道整備総合計画、通称流総計画を策定してきております。

従来は、水質項目のCODあるいはBODを対象として必要な下水道の整備量をまとめておりましたが、平成11年度に、有明海及び八代海に窒素、リンの類型指定がなされたため、その削減も考慮した見直しの必要性が生じ、検討を進めてまいりました。そして、関係する県や市町村との協議を経て、有明海についてはことしの7月に、八代海につ

きましては6月に国の同意を得て、正式に策定が完了したところでございます。

その結果、窒素、リンの削減に向け、一部の処理場におきましては一層の汚濁負荷の削減が必要となるため、それぞれの特性を踏まえた対応策について、関係市町村と協議を行ってまいります。

1ページ飛びまして、10ページをお願いいたします。

市町村に対する浄化槽市町村整備推進事業への取り組みの働きかけについてでございます。

1、施策の概要等の①提言の実現に向けた取り組み概要をごらんください。

浄化槽の設置には、大別して、個人が設置するものと、浄化槽市町村整備推進事業と呼んでおりますけれども、市町村が設置するものの2通りがございます。浄化槽が期待したとおりの機能を発揮し、良好な処理水質を確保するためには、浄化槽の保守点検や清掃などの維持管理を適正に行っていくことが何より重要となります。市町村設置型の場合は、設置だけでなく維持管理も市町村が行うこととなりますので、確実な維持管理が担保されることから、市町村に対し、その導入を要請してきているところでございます。

下段の2、平成21年度の取り組みの①取り組み予定をごらんください。

県の支援策といたしまして、市町村に対し、翌年度に事業費の6.5%を補助する制度を今年度も継続することとしております。

次に、②取り組み状況等をごらんください。

昨年度は、11市町村が市町村設置型を実施いたしましたけれども、最近の厳しい財政状況を反映いたしまして、今年度は1町が休止し、10市町村が事業を推進してきているところでございます。

下水環境課の説明は以上でございます。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。着座のまま御説明を申し上げます。

1 ページ飛びまして、12ページをお願い申し上げます。

12ページ、生活排水対策といたしまして、県民を挙げた普及啓発活動の展開に取り組んでいるところでございます。

具体的には、1の①の施策概要のところでございますが、平成14年度から、くまもと・みんなの川と海づくり県民運動という形で取り組んでおります。

2の21年度の取り組みのところに記載してございますが、今年度、くまもと・みんなの川と海づくりデー、これは一斉清掃活動でございますが、例年4～5万人の参加があつてございますけれども、昨年度初めて全市町村で実施されました。本年度も、引き続き全市町村での実施に取り組んでいくこととしております。

②の取り組み状況のところでございますが、既にみんなの川と海づくりデーにつきましては、8月29日に、甲佐町の河川自然公園をメイン会場にいたしまして、メイン行事を実施いたしました。その日は、甲佐町を含め13市町村で実施をされてございまして、そのほかの市町村におきましても、7月、8月を中心に、それぞれ清掃活動等を実施していただくこととしております。予定では、ことしは5万6,000人ほどの参加を見込んでいるところでございます。

その下でございまして、県民大会につきましては、11月7日に菊池市で開催することとしております。また、その下に書いてございますが、みんなの川の環境調査、これは川の水質、水生生物の調査等をやるわけでございますが、そういったもろもろの取り組みにつきましても、県下各地域で実施をしておるところでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

13ページは、工場、事業場の排水対策とい

うことでございますが、有明海、八代海の水質環境基準の超過というものが続いておりましたことを受けまして、平成17年3月に条例を改正いたしまして、上乘せ規制の適用区域の設定を見直したところでございます。

1の施策の概要の①に書いてございますが、上乘せ規制適用区域を有明海、八代海に流入する区域ほぼ全域に拡大をしているところでございます。この拡大に伴いまして、②のところにも書いてございますが、それぞれ事業者への周知、立入検査、指導等に努めているところでございます。

2の21年度の取り組みのところに書いてございますけれども、対象事業者に対しまして立入指導、排出水の水質の確認等を実施いたしまして、排出基準の遵守状況を把握し、基準超過のおそれのある事業者に対しましては、適切な改善指導等を行っているところでございます。

今年度は、延べ350事業場を予定しておりまして、②の取り組み状況の2つ目のポツのところ書いてございますが、4月から8月までに、ほぼ50%に当たります170事業場の排水監視を実施いたしておりまして、基準違反が判明しております10件等につきましては、改善指導をそれぞれ行っているところでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

同じく工場、事業場の排水対策でございますが、条例——これは生活環境条例でございますけれども、によりまして、規制対象項目の追加を行っているところでございます。これは、先ほどと同様、平成17年3月に改正をいたしまして、20年4月に施行しているものでございます。

1の施策の概要の①に書いてございますが、この条例の改正によりまして、米粉製造業など7業種の事業場につきまして、新たに対象という形でそれぞれ排水基準を設定いたしまして、指導等を行っているところでござ

います。

21年度の取り組みのところにつきましては、先ほどの説明とかぶりますので、割愛を申し上げます。

次に、15ページをお願いいたします。

同じく工場、事業場の排水対策といたしまして、さらなる窒素、リンの上乗せ規制の検討の御提言をいただいているところでございます。

1の施策の概要のところに書いてございますが、有明海、八代海、富栄養化の状態が続いていることを踏まえまして、引き続き海域の窒素、リンの環境基準の達成状況を注視しながら、規制強化の必要性、関係県との連携した取り組みの強化につきまして検討をすることとされておまして、2の21年度の取り組みの②の取り組み状況に記載しておりますが、関係県と連携しながら、今後の課題等につきまして検討を重ねているところでございます。

以上、水環境課は以上でございます。

○渡辺農業技術課長 農業技術課でございます。

17ページをお願いいたします。

農薬、化学肥料の使用総量の削減についてでございますが、1の①のとおり、本県では、環境と安全に配慮した農業への取り組みを、くまもとグリーン農業と総称して、農薬、化学肥料の使用量の削減に取り組んでおるところでございます。

施策の概要といたしましては、6月議会で報告させていただいた事項と変わりございませんが、エコファーマーや熊本型特別栽培農産物である「有作くん」、さらには、19年度からスタートしている農地・水・環境保全対策事業に係る営農支援について推進を図っているところでございます。

21年度の取り組みといたしましては、2の②でございますが、エコファーマーの数が9、

922経営体となりまして、6月報告時点よりわずかではございますけれども、目標の1万に近づいているところでございます。農地・水・環境保全対策につきましては、228地区、6,125ヘクタールを見込んでおまして、前年度より17地区、1,110ヘクタール増加しております。また、環境に優しい農業としまして、天敵の利用、土づくりや作物の作付前の土壌分析などによりまして、より無駄のない肥料、農薬の使用に取り組んでおるところでございます。

農業技術課は以上でございます。

○神戸水産振興課長 20ページをお願いいたします。

提言項目、海域環境への負荷の削減のうち養殖場対策、施策として、漁場改善計画の策定推進と着実な実施でございます。

1の①の取り組み概要について御説明いたします。

魚類養殖におきましては、環境への負荷が多い生えさから負荷が少ないえさへの転換、飼養密度の削減等を促進するための漁場改善計画を関係漁協が策定しております。また、ノリ養殖につきましては、酸処理剤の適正使用や漁場行使方法の改善を盛り込んだ漁場改善計画を関係漁場が策定しております。

2の②の取り組み状況でございますけれども、平成20年9月の漁業権免許切りかえ時に、魚類養殖全91漁場、ノリ養殖全93漁場で漁場改善計画が策定されております。

魚類養殖につきましては、9月以降、底質調査をすべての漁場で実施する予定にいたしております。また、適正養殖に関する指導を、会議を含めて8回実施しております。ノリ養殖につきましては、会議や講習会等を39回開催し、酸処理剤の適正使用や行使方法について指導助言を行うとともに、漁場環境調査結果に基づいた情報提供や指導を行っております。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

23ページをお願いいたします。

提言項目が森林の整備、施策がボランティア活動への支援でございます。

1の①の提言の実現に向けた取り組み概要でございますけれども、県民の森林ボランティア活動への参加を促進することとしてございます。

平成21年度におきましては、2の①に記載しておりますような事業、取り組みを行うこととしていただいております。現時点までの取り組み状況といたしましては、最下段にありますけれども、まず、1つ目のポツでございますけれども、森林自然体験教室というものを5回ほどこれまで開催しております。また、2つ目のポツにありますように、県民の皆さんの参加を得て、下草刈りのボランティア活動を実施したところでございます。さらに、3つ目、4つ目のポツにありますように、ボランティア団体の皆さんの活動に対する総合的な支援を実施したところでございますし、また、最後のポツにありますように、企業の森づくりというものを促進するために、企業等にいろいろ働きかけを行うときに使いますパンフレットを作成したところでございまして、今後積極的にPRをしていく予定としてございます。

森林整備課関係は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

26ページをお願いします。

干潟等の漁場環境改善のための耕うん、作濬、覆砂、藻場造成等の取り組み状況につきまして、最下段の②に記載しておりますけれども、作濬、覆砂につきましては、県営事業

により、宇土市網田地区におきまして砕石を用いた覆砂を実施しました。今後、八代地区におきまして荒瀬ダムの堆積土砂を活用した覆砂を、また、八代海北部地区におきまして作濬、覆砂を実施する予定です。また、市町村営によりまして、玉名地区と熊本地区において覆砂を実施しておりますけれども、玉名地区の6月補正分につきましては、ノリ漁が終わった後に覆砂を実施する予定です。

増殖場、藻場につきましては、県営事業により、天草の3地区を現在造成中でございます。

次に、海底耕うんとしまして、有明海の水深20メートル程度の海底を耕うんしまして、クルマエビ等の生息環境の改善状況について調査を実施しているところであります。

以上で説明を終わります。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

29ページをお願いいたします。

海砂利採取の縮小についてでございます。

海砂利採取への対応につきましては、採取縮小への対応を早急を実施するようとの提言に基づきまして、昨年1月に、平成20年度から5年かけまして段階的に採取量を縮小する熊本県海砂利採取削減計画を策定しまして、本計画に沿いまして海砂利採取の縮小に努めております。

計画の初年度に当たります平成20年度は、計画で定める採取限度量の範囲内である20万1,950立米の認可を行いました。本年度は、計画2年目としまして、昨年度の約2.4%減となる20万立米を限度に、8月現在で17万710立米を認可しております。

引き続き、採取を行う業界に対しまして、関係課が連携して、法令順守の徹底などの指導を行ってまいります。

続きまして、31ページをお願いいたします。

干潟等の実態の把握についてでございます。

有明海・八代海干潟等沿岸海域再生検討委員会での意見も踏まえた取り組みを推進しております。本年度は、引き続き、国、県、大学等が実施する海域環境に関する各種調査結果について情報収集を行うとともに、7月には、国の施策等に関する提案の中で、潟土等の堆積状況とその影響等に関する調査の実施について要望を行ったところでございます。

また、小中学校の教師を対象とする干潟漁業体験実習セミナーや地域の環境保全活動団体や漁業者等が両海域の再生に向けた活動を継続して行えるようにするための協働体制づくりに向けて、干潟観察会などの環境学習会や沿岸域での一斉清掃活動などの普及啓発の取り組みを支援しております。

今後も、干潟等の再生に向けて、各種調査研究結果を踏まえながら干潟等の実態の把握に努めるとともに、地域の環境保全活動団体等による協働体制づくり支援など普及啓発の取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

○神戸水産振興課長 36ページをお願いいたします。

提言項目の栽培漁業及び資源管理型漁業の推進に関するところでございます。栽培漁業の推進体制の見直しと次期基本計画の策定という施策でございます。

1の①の取り組み概要でございますが、栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するため、国が示します基本方針に基づき、必要な放流魚種、放流量及び効果的な推進体制について、平成22年から26年までの次期栽培漁業基本計画を策定するものでございます。

2の②の取り組み状況等をごらんください。

平成17年度に策定いたしました現基本計画に基づき、マダイ、ヒラメ、クルマエビにつ

きましては、5市4町23漁協で構成されます栽培漁業地域展開協議会が共同放流事業を継続的に実施しております。その他、6魚種の種苗生産、放流事業も実施しております。このうち、本県における新たな魚種でありますカサゴにつきまして、水俣市と共同で事業を実施しております。次期の栽培漁業基本計画につきましては、策定に向け国等関係機関と協議中でございます。

次に、38ページをお願いいたします。

栽培漁業における複数県による広域連携の推進の項目でございます。

1の①の取り組み概要でございますが、マダイ、ヒラメにつきましては、鹿児島県と放流種苗の移動状況調査を共同で取り組んでおります。クルマエビにつきましては、有明海沿岸4県で共同放流事業と効果調査に取り組んでおります。

2の②の取り組み状況等でございますが、マダイにつきまして、8月上旬に稚魚20万尾を八代海に放流し、鹿児島県海域への移動状況を調査中でございます。ヒラメにつきましては、平成17年、19年に放流した標識魚についての水揚げ状況調査を継続して実施中でございます。クルマエビにつきましては、4県が連携して稚エビ1,431万尾を、これには放流予定と書いてございますが、9月15日までに放流が終了いたしております。

続きまして、39ページをお願いいたします。

資源回復計画策定などの検討の項目でございます。

1の①の取り組み概要でございますが、資源が著しく減少した魚種につきまして、資源回復計画を策定いたします。なお、計画の策定に当たりましては、複数県にまたがる場合には国が、単県にとどまる場合には県が実施することといたしております。

2の②の取り組み状況等でございますが、4魚種、下の方に書いております4魚種で

ございますが、につきましては、既に資源回復計画を策定いたしております。これらの計画に基づいて資源管理型漁業の推進に努めているところでございます。アサリとトラフグにつきましては、今年度で一応計画の期間が終了いたしますので、平成22年から平成26年にかけての5年間の次期の資源回復計画を策定中でございます。

以上でございます—済みません、1つございました。

43ページをお願いいたします。

項目として、持続的養殖漁業の推進という項目でございます。海域特性等に対応した適切なノリ養殖管理の推進という項目でございます。

取り組みの概要でございますが、生産者に対して、漁場環境及びノリの生育状況等の情報を提供するとともに、現在の地球温暖化に伴う高水温傾向や病害の多発など近年の状況の変化に適応できるような養殖管理の指導を行ってまいります。

2の②の取り組み状況等でございますが、先ほども述べましたように、高水温環境下での養殖スケジュールの見直しなどについて、組合長会議や各漁協の勉強会等などで意識の啓発を行っているところでございます。

以上でございます。

○岩下水産研究センター所長 48ページをお願いいたします。

調査研究体制の充実の中で、国等との共同研究等の推進についてでございますが、前回6月委員会で御説明いたしましたように、13の事業について、具体的には取り組み状況等に主なものを記載いたしておりますが、この13の事業につきまして、現在、国や関係機関と連携しながら共同研究を実施しておりますのでございます。

また、新たな課題といたしまして、本年7月から8月にかけて本県、鹿児島県、長

崎県のブリ等の魚類養殖に多大な被害を及ぼしましたシャトネラ等の有害赤潮の被害防除技術開発につきまして、国の機関でございます独立行政法人水産総合研究センターを窓口にして、関係各課が互いに連携いたしまして役割分担しながら開発課題に取り組むよう、課題の選定等の協議を重ねておるところでございます。

以上でございます。

○神戸水産振興課長 51ページをお願いいたします。

諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査の実施についての項目でございます。

取り組み概要のところをお願いいたします。

昨年6月、佐賀地裁判決がございまして、5年間の開門命令ということで、農水省としては控訴を行っております。それに伴いまして、当時の若林農林水産大臣が、開門調査のためのアセスメントを行うということ、開門調査を含めた今後の方策について、関係者の同意を得ながら検討を進めていきたいという談話を発表しております。

それに伴いまして、開門調査のためのアセスメントについての行為に入っているわけでございますけれども、県は、国が実施いたします環境アセスメントに係る方法書の骨子、方法書及び準備書について県知事意見を提出することになっております。

県は、基本的に有明海の環境変化と原因究明のための諫早湾干拓事業の開門調査が必要であるとの立場でございますけれども、国に対しては、九州地方知事会を通じて、まずは環境アセスメントを早急に実施するように求めてまいりました。

2の②の取り組み状況でございますけれども、平成21年5月に、開門調査に係る環境アセスメント方法書の素案に対して、庁内関係各課の意見を提出いたしております。

その上の1の方に、取り組みのそのときの意見の概要について記載をいたしております。

取り組み状況のポツの2番目でございますけれども、8月5日に、国が作成いたしました方法書、環境影響評価の方法の案につきまして、県民、市町の意見、専門家の意見を参考に、12月下旬をめどに県知事の意見を提出する予定にいたしております。

以上でございます。

○平野みどり委員長 次に、地球温暖化に関する提言への対応について説明をお願いいたします。

園田環境政策課長。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

54ページをお願いいたします。

地球温暖化対策に関する提言への対応についてでございます。

主な取り組みにつきまして、資料に沿いまして各担当課から順次説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

各提言項目の1の提言の概要、2の平成21年度の取り組みの①の取り組み予定までは、6月の定例委員会時点と同様の内容ですので、本日は、各提言項目の②の取り組み状況等を中心に御説明いたします。

まず、環境政策課から御説明いたします。

54ページの産業・業務その他部門の事業活動における取り組みの推進について御説明いたします。

提言の概要の2つ目の丸にありますように、事業所の自主的かつ計画的な温室効果ガス排出量削減を促進するため、条例を早期に制定し、産業界と連携した地球温暖化対策を着実に進めるようにという提言を受けまして、条例の検討を進めております。

55ページをお願いいたします。

詳細は、後ほど報告事項の(3)で御説明いたしますが、まず、5月から7月までにかけて、県環境審議会の下部組織であります条例検討委員会で検討していただきました。その結果を8月開催の県環境審議会にお諮りし、9月上旬に同審議会から条例骨子案について知事あてに答申がなされております。この間、7月には、条例検討委員会からの要請等で、県民の幅広い理解が得られるようにということで、大規模事業者を対象とした意見交換会を県内5会場で開催したところです。

今後、中小規模事業者や市町村等への説明、県政パブリックコメントの実施を経まして、来年2月の県議会提案、4月の施行を目指して検討してまいります。

条例骨子案の概要としましては、温暖化対策と経済や県民生活との両立等を基本に、家庭や運輸等の各部門ごとの対策及び各主体の連携による総合的な対策、特に一定規模の事業者等を対象に米印で書いております3つの計画書制度を導入することにしております。

以上でございます。

○田代交通対策総室副総室長 交通対策総室でございます。

58ページをお願いいたします。

まず、ノーマイカー通勤運動の強化の取り組み状況でございます。

公共交通機関利用促進キャンペーンの実施でございますけれども、先週9月20日から開始しておりまして、1カ月間行います。鉄道やバスの交通事業者が主体となっているものでございまして、先週27日日曜日には、交通センターでボンネットバスの試乗会等のイベントを行い、小学生以下の乗車が無料となっております。それからまた、期間中の日曜日、祝日には、中心商店街とタイアップしましたバス・電車半額乗車券の配布なども行われております。

以上です。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

引き続き58ページをお願いいたします。

上から2つ目の丸の推進体制の整備でございます。

事業者団体や環境活動団体、交通事業者等で構成するノーマイカー通勤連絡会議を、エコドライブの取り組み推進も含めた組織に改組しまして、熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議の下部組織としまして、エコ通勤推進委員会——仮称でございますけれども、10月以降に設置する予定にしております。

次に、免許更新者を対象としたエコドライブを推進するため、啓発用のチラシを作成中でございますけれども、チラシができた後、免許センターに常設し、11月のエコドライブ取り組み強化月間には、免許更新者全員に対して、教習の中で免許センターから配布をしていただく予定にしております。

県の率先行動としましては、公用車の更新機会などをとらえて、低公害車の導入を図ってまいります。知事部局は31台、県警は30台を導入することにしております。また、事業者や県民は、公共交通機関への利用転換やエコドライブの推進、低公害車の購入、提供に努めるよう条例に規定する予定にしております。

以上でございます。

○田代交通対策総室副総室長 引き続きまして、交通対策総室でございます。

(2)バス路線再編の協議の支援についてでございます。

熊本市が主体となっております検討協議会に参加しております。5月には市営バスの今後のあり方に係る中間答申を行いましたけれども、具体的な取り組みといたしまして、9月1日から11月末まで、東バイパスを通る

バスを運行中でございます。現在のところ、1日平均約300名の方が利用されているというふう聞いております。

また、次のページになりますけれども、バストリガー——トリガーといいますのは、引き金あるいはきっかけという意味でございますけれども、バス会社と学校等が、バス利用とバス路線維持あるいは料金割引を互いに約束するものでございまして、現在、大学でのアンケート調査を実施中でございます。また、バスの乗りかえ拠点性の現況調査を行っているところでございます。

以上です。

○宮部都市計画課土木審議員 都市計画課でございます。

引き続き59ページをお願いいたします。

3番、乗り継ぎの円滑化、パーク・アンド・ライド普及促進に向けた取り組み状況について御説明いたします。

1つ目の丸ですが、アンケート調査等の実施でございますが、今回、パーク・アンド・ライド実施箇所の質の向上を図るため、利用者へのアンケート調査及び事業者への聞き取り調査を実施し、その結果について、現在取りまとめ中でございます。結果がまとまり次第、改善できるものと思われる事柄から順次関係者へ働きかけを行ってまいります。

2つ目の広報活動につきましては、8月にラジオ放送と県ホームページへの掲載、9月には、NHKのデータ放送を用いてPRを行いました。今後、県広報誌への掲載を予定しており、引き続きPR活動を積極的に実施してまいります。

3つ目は、新規箇所への取り組みでございます。

合志市が、7月から、熊電の新須屋駅近くでパーク・アンド・ライド専用駐車場を活用した実証実験に取り組んでございます。また、JR宇土駅においては、駅前広場の整備

が予定されており、先般、パーク・アンド・ライド実現化の可能性について、関係者との意見交換会を行ったところであり、今後とも設置に向け理解と協力を求めてまいります。

以上でございます。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

61ページをお願いいたします。

家庭部門の家庭における取り組みの強化について御説明いたします。

今年度は、3つの取り組みを行っております。まず、1つ目としまして、家庭での電気等使用量を削減するために、7月から、eチャレンジ事業ということで、参加申し込みの受け付けを開始しております。夏の3カ月間と冬の3カ月間を電気、水道等使用量の削減取り組み月間としまして、後日、優秀者の表彰を実施する予定にしております。

2つ目の省エネ家電製品の購入の取り組みとしましては、熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議の会員に対しまして、省エネ家電製品の購入を大きな柱の一つとして掲げる県内統一行動に係る取り組みの強化をお願いしております。

また、同推進会議の下部組織としまして、太陽光発電、エコカー、省エネ家電の普及を推進するため、新しいエコ消費推進委員会、仮称でございますけれども、を10月以降設置することにしております。

3つ目は、中小規模事業所の自主的な二酸化炭素の排出削減量を金額に換算しまして、地球温暖化防止のための新たな事業を行う環境活動団体に対しまして補助金を交付する熊本エコプロジェクト推進事業を実施しております。

小中規模事業者の自主的な二酸化炭素の排出削減量は、56事業所から5,700トン余りの参加登録がありまして、目標としておりました5,300トンを上回っております。一方、環

境活動団体からは、5団体から6つの活動の申請がなされまして、同推進会議企画委員会で選定し、審査しまして、その結果を踏まえて、県の方で3ないし4の活動について交付決定を行う予定にしております。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

62ページをお願いいたします。

部門が二酸化炭素吸収対策、提言項目が森林吸収源対策の推進でございます。

1の①の提言の概要でございますけれども、2つ目の丸にありますように、森林整備の実施に係る森林所有者の負担の軽減に努めること、それから3つ目の丸にありますように、企業の森づくりを促進すること、この2つを御提言いただいているところでございます。

63ページの21年度の取り組み予定でございますけれども、(1)の森林所有者の負担軽減関係では、作業路、作業道の開設、あるいは効率的な列状間伐等の実施、さらには針葉樹、広葉樹のまじった森林への誘導、こういったものに対しまして、所有者の負担軽減が可能な定額方式での補助事業というのが現在ございます。そういったものを拡充して行うこととしてございますし、また、(2)の企業等の森づくりの促進関係では、昨年度策定いたしました企業・法人等との協働の森づくり指針、このパンフレットを作成して、東京等で開催されます企業の森づくりフェア等を活用してPRしていくということとしてございます。

64ページの現時点までの取り組み状況でございますけれども、負担軽減関係では、関連いたします補助事業の予定量の達成に向けまして必要な事務手続等を順次進めておりまして、順次着手されておりますし、また、企業等の森づくりの関係では、パンフレットを作

成したところをごさいますて、今後、このパンフレットを活用しながら、個別企業の訪問ですとか、あるいは東京、大阪で開催されます企業の森づくりフェア等への参加を通じまして、積極的にPRを行っていく予定としてごさいます。

森林整備課関係は以上でごさいます。よろしくお願ひいたします。

○平野みどり委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたが、まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について、委員の方々の質疑はありませんか。

○鬼海洋一委員 参考資料の中で、先ほど山本課長の方から残余容量の説明がありました。平成20年度末で残余年数が1.0、つまり1年後には枯渇をするというのが、この資料の読み方だというふうに思ひますね。そうすると、じゃあ1年後ということになりますと、新たな対応がどのように今進んでいるのか、あるいは状況がどうなっているのかが一つの問題だというふうに思ひますね。

それから、もう一つは、これと関係するわけではありますが、つまり九州産廃の新たな設置許可に基づく取り組みが進んでいると思ひます。しかし、ここは、関係する方々は既に御承知のとおり、菊池市、それから熊本県、九州産廃、ここの間で協議の場が設けられておりまして、一番私たちが懸念するのは、つまり、事業の最終年度を前倒しすることによる補償の問題ですよね。

そういうことで、新聞、我々報道を見る中で、菊池市とこの九州産廃との間で、十分な協議、理解ある状況になっていないという状況をかいま見るわけですが、その状況が現段階どう進んでいるのか。ある意味では、さっき1年というお話をいたしました、これを、この1年を、将来的に県が関与をする南関の処分場開設までの間、極めて大

きな重要な役割を果たしていくというふうに思ひますが、その辺の問題ですね。この2点をちょっと御説明いただきたいと思ひます。

○山本産業廃棄物対策課長 座ったまま、済みませんが、失礼させていただきます。

まず、1点目の残余容量と残余年数との関係についての件でごさいますけれども、多少釈迦に説法で申しわけないんですけども、まず残余年数の出し方でごさいます、これは20年度末におきます最終処分場の残余容量を聞き取っているものでごさいます。

それから、もう1つ、最終処分量は、その前の年、20年度いっぱいの中に排出された実績でごさいます。ですから、分母と分子でいきますと、その実績を分母として20年度末の残余容量を分子として考えるものでごさいます。そういう意味で考えますと、1.0ということになります。

それで、ことしこういうことで、まず、処分量が6.2万トンあったというのは、ちょっと特殊事情でごさいます、私どもが聞いておりますところによりますと、新幹線の工事の関係の汚泥が出たりして、これが多少大きく膨らんでいたということで、その前の年、19年度の4.3万トンよりも数字が膨らんでおります。

ですので、そういった意味で、過去の実績でちょっと見ますと、この1.0年というのは、少し通常ベースで考えると、数字としては小さく出てきているのかというふうには思ひているところでごさいます。しかし、ごらんのとおりでごさいます、残余年数全体として見ますと、確かに確実に減少してきている状況でごさいます。

これに対しまして、先ほど御説明申し上げたとおり、現在着工しておりますものとして九州産廃の新設の処分場でごさいます。これが現在かなり工事が進んでおります、もし

これが供用開始ということになりますと、残余年数が幾分か延びるということになりますが、先生のおっしゃるとおりでございますが、市と県とそれから会社との間の協定によりまして、26年度末までと、最終処分はそういう計画になっておりますので、そこから以降は、残余年数の計算はまた大変なことになるということになります。

つきましては、我々としましては、菊池の九州産廃の事例は、市民との紛争状況をどうしておさめるかという、その中から出てきた結果として27年3月31日までのものとなっておりますが、我々としては、我々の公共関与の平成14年度からの取り組みによって一生懸命頑張っておりますが、25年度中の供用に向けて頑張っているところでございますので、県内の管理型の最終処分場がなくなるといことがないように精いっぱい努力をやってまいりたいと思っているところでございます。

それから、2点目の九州産廃との今の交渉の状況でございますが、御承知のとおりで、平成18年8月11日に、市民を前に会社、市そして私どもの間で、処分場については26年度いっぱいまでとするなど4項目にわたって合意書ができ、そしてさらに、19年の3月に一部変更協定、先ほどの期間を短くすると、もともとは平成30年度という最終処分場の期限を27年3月31日までとするという協定を締結したところでございます。

ところが、昨年末になりまして、会社の方が、その一部期間を変更した協定を白紙撤回するというので主張し始めましたものですから、私どもとしては、それは先ほど申し上げました18年8月11日の合意、そこから始まっているものをなぜ白紙撤回できるのか、理由がないということでは主張しているところでございます。菊池市も同様に、菊池市の対応には瑕疵がないということで、応じられないという姿勢を示しているところでござい

す。

ただ、残念ながら、まだ会社の方は、その白紙撤回の主張を取り下げてははいないところでございます。が、つい先般も、その三者で協議をいたしました。が、我々としては、その主張を理解するよというので申し入れをしているところでございますが、現在、そういうところで、会社の白紙撤回が取り下げられていないという状況でございます。

○鬼海洋一委員 今概略を御説明いただきましたが、要するに、この処分量の少量化については、もう随分努力をして取り組んでいる課題でありますから、今お話がありましたように、19年度末では4.3万トンということですよ。この6.2万トンというのは、特殊な事情があったというお話でありました。しかし、この趨勢をどういうふうに予測するかということが、結果として残余容量の私たちのめどとしての理解になるわけですから、その点は、もう少し詳しく説明しておかれる方がよかつたんじゃないかというのが私の思いであります。

しかし、それにしても、この6.2万トン、4.3万トンにしても、あるいはこれは4万トンに仮に少量化されるにしても、残余容量というのは1年とちょっとしかないわけでありまして、これはもう猶予ならざる事態ではないかというふうに認識としてびしっとすべきではないかというのが私の意見です。

したがって、それに伴って、今この1点何年間をさらに先に延ばすためには、現段階では、残念ながら九州産廃が設置許可をした、この開始といいますかね、これをいかに早めるかということでは、現段階で熊本県内の処分場を今新たにつくるといわけにはまいないわけですから、非常に大きな要素が九州産廃の動向にかかっているというふうに思っています。

そこで、今お話しのとおり、これまでの

協定の内容が、ある意味ではほごにされている状況になっているわけですよ。特に、この最終年度で、これはもう菊池市が了解をしたぎりぎりの状況が26年ということで今まで来ているわけですから、そういう話し合いの結果、協定したことが、つまり、またもう一回翻って19年2月に施設設置の許可をした、この許可の一つの条件になっているわけですよ。

ですから、これは、まさにその協定の中身が、九州産廃としては認識が非常に甘いんじゃないかというふうに私は思っているわけですが、その辺の詰めの作業について、もうちょっと詳しく、県としての姿勢という意味でお話をいただきたいというふうに思います。

○山本廃棄物対策課長 九州産廃との協定に対する姿勢ということでよろしゅうございませうでしょうか。

先ほど申しあげましたとおり、私どもとしては、九州産廃の主張には理由がないというふうに思っておりますので、これについては厳しく申し入れをしていくのが一番の手だと思っておりますが、協定の当事者でございます菊池市——県は、立会人という立場にございますので、協定の締結の当事者でございます菊池市に対しましても、もちろん菊池市自身もそう判断しておりますが、今回の会社の主張には理由がないということで、厳しい立場に立って会社と今交渉をして、交渉といいますか、取り下げるようにきつく申しあげているところでございます。

○鬼海洋一委員 まさに我々が、ずっとこの件については監視もしながら、その推移を眺めてきたわけですがけれども、いいとこ取りをしたと、九州産廃が。結局そうでしょう。19年に設置許可をまたいだわけですから、そういう協定に基づいて。しかも、その協定については、菊池市がというお話がありました

が、これはまさに県が保証人ですからかね、このときの立会人ということは。

そういう意味で、もう少し私は、この件に対する県としての姿勢については、前に向けて積極的に取り組んでいかなきゃならない。菊池市そのものが、ある意味で一般の当事者としての当事者能力という意味では、かなり九州産廃との間でも暗礁に乗り上げている状況になっているわけでありますので、そういう意味で、積極的に、この解明に対する取り組みを、この際要請しておきたいというふうに思います。

○平野みどり委員長 よろしくお願ひします。

○山本廃棄物対策課長 お気持ちは十分いただきました。我々としても、これまで何度も会社にも行っておりますし、もちろん、ついこの間も三者で協議をいたしまして取り組んでいるところでございますので、今の要請を受けて今後とも頑張ってもらいたいと思っております。よろしくお願ひします。

○鬼海洋一委員 もう1点、改めて申しあげておきますと、ここには、かつて県から、天下りかどうかはわかりませんが、県の担当、重要な役割を担っていた人が行っていたという事実を持つ企業ですからね。その意味では、もう少しぴしっとやらないと変な誤解を受ける要素もありますので、ぜひよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

○平野みどり委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 三者協議というとはですたい、口約束ですか。公正証書かなんかしつと。

○山本廃棄物対策課長 書面に署名、捺印を

した文書によって協定を結んでおります。

○堤泰宏委員 なら、裁判をして公正証書を見せるたい、それを。ぐじゅぐじゅぐじゅぐじゅ言うとったっちゃ、相手を見らな。税金の無駄ですよ。皆さんが交渉する時間は、全部公金を使ってやるわけだけんですね。平成19年にそやんとは片づけとかないかぬですよ。

まだちょっと産廃場については、私は一般質問をさせていただいて——数が少ないとが、やっぱりこの運営者の強みになつてくるわけですね。だから、県下各地に余るごつつくればいいじゃないですか。要はそうですよ。お金はかかりやせぬですよ。人間が手にしたり身近に置いとる品物を処分するわけですから、核燃料みたいに危ないものじゃないと思うんですよ。そがん身のそばに置いとって危ないようなものはつくらせぬごとして、世の中に流通しとる品物ですから、そがん恐ろしがる必要はないと思うんですよ。処分場をつくって、そして公平に運営すればいいじゃないですか。これは私の意見です。どがんふうに思いなるですか。

○中島公共関与推進室長 公共関与推進室でございます。私の方からお答えを申し上げます。

本会議答弁の繰り返しになろうかと思いますが、堤先生のお考え、一つの御卓見として十分拝聴させていただきました。しかしながら、本県におきましては、これまでの県議会も含めまして、長い議論の過程の中で、現在の取り組みを進めさせていただいておるところでございます。

県下各地にたくさんつくれという御意見でございますが、産業廃棄物が広域的に移動していること、あるいは採算性の問題等々ございますので、それから県の役割として、やはり広域的に管理する県が主体的になって取り

組む必要があると考えておりますので、現在の取り組みを行っているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○堤泰宏委員 理解はしています。理解はしていますけれども、やっぱりお金を使うわけでしょう。これは税金ですよ。だけん、なるべくお金のかからないようなやり方をせぬと、結局自分たちに返ってきますよ、これ。国の方針、県の方針というても、具体的に言うといろいろ差しさわりがあるかもしれぬけれども、国の政権が変わればころっと変わるでしょう。また、県政にしても、知事さんがお変わりになればやはり変わる面も出てくるわけですから、余り固執して、一遍決めたくんがんから動かぬと、そういうとじゃないと思うんですよ。もう少し寛容に、そして県民主体にやっていただきたいと思っております。

以上です。

○城下広作委員 確認の意味で。

最終処分場の建設の公共関与というのは、もともと民間ではいろいろ問題があり、何があるかわからないと、だけれども最終処分場をする人とか場所は間違いなく必要だと。だから、県が関与するというのをあえてずっとやってきたわけですから、これは残余容量が、本当は我々は当時は厳しいと聞いていたから、これは急がなきゃいけない、用地を交渉するのも時間がかかる、だからめどを持って早くやろうという流れだったわけだけれども、少しリサイクルが進んで、数字が少なくなるから、途中でもう少し余裕があるかなというようなことを思ったりとか、いろいろ変化しているんですけども、基本的にはごみはなくなるわけですから、ましてや、公共でしっかり、最終的に間違いなく処分するところは必要だということは何ら変わってはいないわけですから、そういう数字に惑わされることなく、しっかりと県で公共関与をや

るということは決めたわけですから、そういうことにぶれずにしっかりとやっていただきたいし、先ほど九州産廃の心配もされたことは、やっぱりちゃんとこれは片づけて、淡々と今決めている候補地のことも含めて、住民が納得するような努力は、最大限の努力をするということが大事だと思いますので、ぜひそういう取り組みをやっていただきたいというふうに思います。どうですか。

○山本廃棄物対策課長 私どもといたしましても、しっかり引き続き最大限の努力を重ねていくつもりでございます。ぜひ御支援のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

○平野みどり委員長 ほかにありませんか。

○山口ゆたか委員 3ページになるんですけども、私たちも特別委員会として視察をさせていただきまして、執行部の方も、地域の理解を深めていただくために地域説明を行っているということでした。

その3ページの説明の相手方というところでございますけれども、その組織がどのような役割を果たしているのか、ちょっと整理できてないところがありますので、南関町米田区産廃処分場問題対策委員会と和水町産業廃棄物最終処分場建設等対策協議会、そして南関町臼間山総合開発推進委員会というのが、どのような組織なのか、ちょっと教えていただければと思います。

○中島公共関与推進室長 まず、米田区の対策委員会でございますが、これは米田地区の区長を含めた住民の代表者の方々でございます。約20名の組織でございます。それから、3つ目の和水町の対策協議会、これも同様でございますが、これは和水町の内田区、長小田区の区長を含めました住民の代表の方約25

名の組織でございます。それから、一番下の臼間山総合開発推進委員会と申しますのは、その地権者、具体的に申しますと、あそこの硅砂鉱業、それから中九州カントリークラブ、それから農業従事者の代表、それから行政等を含めました、あの一带を臼間山というように何か呼び方をしているようですが、南関町役場の方で、その総合開発計画というのを別に持っておりまして、そういうことから組織された委員会でございます。組織は、約13名の組織でございます。

○山口ゆたか委員 8月17日に行われた南関町臼間山総合開発推進委員会という話ですけども、その意見交換会の中でいただいた御意見の中に、地権者と話ができていないという不信もあったかと思っております。そのあたりともちょっと関係するのかなと。後年、また地域において、何かそういったいさかいがあってはいけないというふうにも私ちょっと危惧しますので、そのあたりはしっかりと執行部の方も関与しつつ、説明していただいた方がいいのではないかと個人的には感じましたので、おつなぎしておきます。

○中島公共関与推進室長 ありがとうございます。確かに、先生御指摘のとおり、既に地権者とできてるんじゃないかというような御指摘がございましたけれども、その場でも、いえ、決してまだそういうことではありませんと、まだ売買契約も何も手をつけておりませんということで、一応その場は御理解をいただいたものと思っておりますが、先生おっしゃるように、誤解のないように今後とも説明をしてみたいと思っております。ありがとうございます。

○田代国広委員 公共関与の管理型処分場は、もう基本的にぜひともつくらなきゃならないと思っておりますので、大変な作業です

けれども、しっかりとやっぱり前向きに取り組んで、ぜひつくってもらいたいと思います。

と同時に、6ページで、民間の方々が計画されておりますが、このあたりの実現の可能性についてが1つと、もう一つは、こういった議論はされたかもしれませんが、こういった施設は迷惑施設ですから、恐らく全国の他の自治体においてもなかなか重要な課題として上っておると思うんですよ。

したがって、最終処分場と企業誘致立地との関連、例えば、最終処分場がある県では十分確保されておると、だから企業の方々がそっちに進出しようというような考え方と申しますか、そういった最終処分場と企業立地との関連性あたりがあるとするとするならちょっとお尋ねしたいと思います。

○山本廃棄物対策課長 まず、1点目の表3のことをおっしゃったのだらうと理解をいたしましたのですが、よろしゅうございますでしょうか。ここには、2つ、オー・エス収集センターというのと松山開発という2つの計画を記載させていただいております。

まず、オー・エス収集センターの方でございますが、これは熊本市の管轄でございますが、熊本市から得ている情報としてございますが、アセスは終了して、まだ許可申請の前の段階だというふうにお伺いしているところでございます。今後いろんな手続がございますので、どういうふうになるか、それ次第ではないかと思っております。

それから、松山開発については、環境アセスの1段階が終わった段階でございますが、それ以上の今のところ情報がございません。一応そういうことで理解をしているところでございます。

○中島公共関与推進室長 それから、2点目は、私の方から、公共関与の方からお答えを

させていただきたいと思います。

まさに先生の御意見、御指摘のとおりだと思います。きちっとした処分場ができれば、それは将来的には企業立地の優位性になるのではないかと考えております。地元においても、公式ではありませんが、一部そういう御意見を持っておられる方もいらっしゃいます。どっちかというのと、賛成派という言い方は不適當かもしれませんが、この処分場の建設に理解を示しておられる方、きちっとした産廃処分場ができれば、それは企業立地でも何でも非常に有為に働くんだと、だからきちっと進めてくれというような御意見もあっておりますので、今現在、まだ理解促進に努めているところでございますので、具体的に処分場と企業誘致との戦略は、まだ私も持っておりませんが、将来的には県の企業立地課あたりともおつなぎをして検討してまいる事柄だと考えております。

○田代国広委員 南関町については、いわゆる条件ですよね。地元住民の方々の理解を得るための条件として、そういった発想が当然あってしかるべきだと思いますし、結構だと思いますが、それと同時に、全県下的に、蒲島知事は、熊本県は稼げる県なんて言ってますから、やっぱりそういった十分な管理型の施設があることによって、それがひいては企業誘致等に有効に対応するかということをお私は大體聞きたかったんです。

それはそれでいいとしても、同時に、民間のこの施設ですね。県は、余りにも何と申しますか、情報が入ってないようですけれども、これだけ産業廃棄物の処分場が喫緊の課題としてもうせっぱ詰まってるわけでしょう。ですから、こういった民間の危機かなんか知るにいたしましても、積極的にもっと情報を収集して、この実現性、大體いつごろできるのか、そういった情報は、私は、熊本市だからわからないじゃなくして、積極的に情

報を収集して、実現性、そして時期、こういったものを把握するのが県のある意味では仕事と思うし、と同時に、許認可権ですね。許認可権は県じゃなかったんですか。

○山本廃棄物対策課長 私どもも非常に関心を持って情報はとっております、ただ、今アセスが終わった段階でございますので、これから先、会社の方がどういうふうに判断して動かれるか。

それから、今の御質問ですけれども、熊本市につきましては、熊本市が許可権は持っておりますので、熊本市の手續に乗っかっていくこととなりますが、その手續のぐあいをしっかり我々としても関心を持って見せていただいております。全然無関心とかそんなわけじゃなくて、非常に関心を持って見ておるといところでございます。

○平野みどり委員長 よろしいですか。

○淵上陽一委員 私も、7月17日でありましたが、初めて現場を見させていただきましたし、また、和水、南関の皆さん方の御意見も聞かせていただきました。何となく、ああこういう現状なんだなというのはわかりました。

また、今回の一般質問の中で内野県議も御質問されまして、5つぐらいの心配もしておるということでもありましたし、今山口委員の方から質問があつて、用地についてはまだ一切手はつけてないということでお話を聞かせていただいたところであります。その後も何回か住民の説明をされておるということでもあります。その中で、候補地の選定に至る経緯で、まだ意見が出ているということでありました。私にも何件か電話がありました。

例えば、134カ所から8カ所ぐらいまで予定地を絞られたということで、その後、立地性とか安全性、経済性で南関の米田地区にな

ったと言われておりますけれども、私が質問があるのは、例えば、5カ所ぐらいアセスをやった中で決められるということで私たちは説明を聞いているけれども、その5カ所でアセスをやられたのか、また、なぜ急に1カ所になったのかということで、その選定に至るまでの経緯について、入り口のところでいろいろ問題があるのではなかろうか、また、説明不足があつているのではなかろうかというふうに思っております。本当に、私の勉強不足かもしれませんけれども、8カ所の中から1カ所に絞られたという経緯を教えていただければというふうに思いますけれども。

○中島公共関与推進室長 それでは、選定の経緯の事の起こりは省略をいたしまして、8カ所に選定された後の手續の御質問だろうと理解をいたしますので、お答え申し上げます。

検討委員会の方で8カ所の候補地を御提言いただきました。その後、県の方で、その8カ所の候補地につきまして説明に回っております。しかし、いずれの8カ所も、処分場はどこかに要るということは理解をしていただきながらも、建設については反対というような状況でございました。

したがいまして、そういう状況の中で、処分残余容量も逼迫してきているというような状況もございましたので、県といたしましては、必要不可欠な処分場だからどこかにはつくらなくちゃならないというようなことで、その8カ所の候補地をさらに詳細に検討いたしまして、立地の特性あるいは経済性等々を比較いたしまして、現在取り組んでおります南関の候補地が1番目に取り組むいわゆる最適地だということで決定をして、その後南関の方に説明に入っております。

これまで数十回にわたって住民説明会等を開催して御理解を求めているところでございますが、残念ながら、いまだ先生おっしゃる

ような、そういう、そもそもの選定の経緯についての御質問等が依然として出ておるような状況でございます、これは大変残念に思っておりますので、この分については、丁寧に丁寧に今後も継続して説明をしてみたいと思っておりますし、ずっと説明をしてきているんですが、なかなか御理解をしていただけないというような方もいらっしゃると思います。

それから、先生もう1つおっしゃいました、アセスを複数箇所やるはずではなかったかというような今ニュアンスでおっしゃいましたけれども、確かに候補地の検討委員会の中では、一部の委員から、複数箇所アセスをやってそれから決めればというような御意見もあっておりますのは事実でございます。

しかし、一方で、県として、そんなに幾つものアセスをやるのは不可能であるというような意見も出ております。いろんなさまざまな議論の中で、アセスのやり方は県に任せてほしいというようなこと、それから、最後の検討委員会の提言では、8箇所の候補地を示されて、そして附帯意見として、きちっとアセスをやってくださいというような附帯意見がつけられております。でありますので、検討委員会の中で、複数箇所やらなくちゃならないということではありませんでした。

したがって、複数箇所のアセスというのは、戦略的アセスということで概念としてはございますが、本県の環境アセス条例の中では、そういう規定はありませんので、また、いきなり例えば8カ所アセスをかけていくということは、実際的には、非常に時間的な問題とか、あるいは経済性を余り申し上げると好ましくないのかもしれないけれども、そういうことで実際問題としては厳しいと考えております。

したがって、ある1カ所を決めて、今度の場合は南関町がいろんな比較考慮の中で最適と、そこできちっとアセスを今かけてい

るというような状況でございます。ただ、先生おっしゃるように、そういう選定の手続が少しおかしいという意見がまだあることは事実でございます、その分については丁寧に繰り返して説明を申し上げたいと思っております。資料も地元にはお届けをしておるところでございますが、そういうような状況でございます。

○ 瀧上陽一委員 多分その辺のところ以南関ありきだったんだという声をよく聞きます。これは大事なことでありますし、時間も限られた中でありますので、しっかりと、大変であります、説明をいただきながら、御理解をいただいて、頑張っていたきたいと思っております。

○ 中島公共関与推進室長 引き続き、丁寧に説明してまいります。

○ 城下広作委員 済みません、何回もやりとりをやって、私気になって仕方ないんですけども。何回も言うんですけども、134カ所から決めて、8カ所に最終的に決まって、8カ所からまた優劣を決めて、1、2、3、4、5、6、7、8と決められなかったから、8は全部1位なんです。だから、どこになるろうが、その8からは決めなきゃいけないということを論議して決めたわけですから、それからまた住民から、いや、8あつたうちを1から8まで順番を決めろと言われても、それはできないということは明確に言わないと、みんな1位であつて、そこの中から逆に選んだとしても、もうそれは、そこを選ぶ方法しかないということをはっきり執行部がしとかなないと、また1から選ぶ順番が、候補が細かくあつたんじゃないかと言われたら話にならぬじゃないですか。そこを選んだこと自体がおかしくなってしまうことになるんじゃないですか。そこを明確に言わないと、

いつまでたってもこの8は、今度はずっとなぜここなのかと言われるような感じで、決まらぬですよ、そうなる。そのことをはっきり皆さんが言わないから、いつもぶれるんですよ、だから。明確にしてください、そこを。

○中島公共関与推進室長 地元の意見は、1から8まで順番をつけろということではございません。なぜ南関なのかというのが御意見の趣旨でございまして、今先生のおっしゃるように、私どもは、今8カ所を選んで、そして一番最初に取り組む候補地がここですと、したがって、今いろいろ御意見はあろうけれども、現時点でほかの候補地を考えることはあり得ないということを申し上げ続けてきております。

○城下広作委員 だから、そこをはっきり言わないと、なぜここに決まったの、何かありきじゃないと言われて誤解を招くから、そこは強い姿勢をはっきりしときなさいということですから、くれぐれもそのところはぶれないでください。そうしないと、我々もおかしくなってしまうから、逆にそのことで。じゃあ、そのほかに方法があったのかということ論議し直さないかぬじゃないか、そうなる。それがおかしいと言ってるんです。よく理解をしていただきたいと思いません。

○平野みどり委員長 そのほかございませんか。

○吉永和世委員 今、熊本市の方で手続が終了して、民間の会社が管理型処分場をつくらうとしていますよね。そういうのができるから、別に公共関与をつくらぬでいいんじゃないかという、そういった声もあるんじゃないんですか。どうですか。

○山本廃棄物対策課長 最近、そういう意見を聞いておりません。最近、私どもも産廃協会とは折衝……。

○吉永和世委員 いいえ、地域住民の方ですよ。

○中島公共関与推進室長 地域住民の方は、自分のところで手いっぱいでもございまして、そういう御意見は具体には出ておりません。

○吉永和世委員 手いっぱいというのは、よくわからないんですけれども……。

○中島公共関与推進室長 手いっぱいというのは、自分の地域に来ることに御不安、御心配を抱えて、だから、よそにあるから大丈夫というようなこと、御意見は、今のところございません。

○吉永和世委員 もし、そういう情報を地元住民の方々が知ったとき、熊本市にできますよという情報を知ったときには、じゃあ熊本市にできるんだから、別に公共関与は要らないんじゃないかという議論も出てくるんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、そういったときの対策というの、ある程度考えとかなないとだめじゃないのかなと思うんですが、そこら辺は考えてらっしゃるんですか。

○山本廃棄物対策課長 現状では、今先生がおっしゃるとおり、仮にできたとしたらというような多分御意見になると思いますけれども、現状でははっきりこれはでき上がるというものはございませんので、我々としては、供用開始までの不安定な要素がございまして、ぜひこの手続、アセス手続など供用開始まで5年以上かかるこの事業でございまして

で、現時点では進捗をおくらせることもできるとは思っておりませんし、真摯に真正面から取り組ませていただきたいという、そういう状況でございます。

それから、民間処分場では、受け入れるものも時々制限するものもありますので、そういった意味からも、私どもとしては、施設が必要だと、公共関与による管理型の最終処分場は必要だというふうに思っているところでございます。

○吉永和世委員 今課長が言われた、管理型処分場と一概に言っても同じじゃないんですよということを、やっぱりある程度言わないとだめなのかなというふうに思いますね。だから、熊本市にできる管理型処分場と今の公共関与でつくろうとしている処分場は扱うものが違うんだということを、やっぱりきちっと理解した中で住民の方に理解してもらうような形でいかないと、一概に管理型最終処分場で片づけてもらっちゃ困るわけなので、そういった点もぜひ御説明をよくしていただきたいというふうに思います。

○平野みどり委員長 よろしいですか。そのほかはございませんか。

それでは、廃棄物処理施設の公共関与から、次は、有明海・八代海の再生に係る提言への対応について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○西岡勝成委員 7月の末から始まった、長崎、熊本、鹿児島に及ぶかつてない大規模な赤潮、多分金額的にも3県合わせると過去最高のものだったと思いますけれども、まず、その点について、いろいろ後で被害報告はあるようでございますけれども、その件について。

まず、原因について、これは非常に広範囲なあれで、科学的にはまだ難しいとは思いま

すけれども、大まかなところ、どういうところでこのような赤潮が牛深のきれいな海まで広がっていったのかというようなことも含めて、ちょっと御説明いただければと思います。

○岩下水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

研究センターの立場の方から、今回の発生の状況を含めまして、原因について推定できるところを御説明申し上げます。

まず、今年度の状況でございますが、4月から6月にかけて非常に雨が少なかったということで、通常ですと、ここで雨が降りまして、低比重の中で栄養塩が添加されますと、珪藻赤潮が通常は出てまいります。それが今年度は雨が非常に少なかったということで、もう6月に入りましてシャトネラの細胞が数細胞出ている状況にございました。

その後、6月の下旬と7月の下旬にまとまった雨がございまして、これによりまして栄養塩の添加というものがあまして、それに沿ってシャトネラ赤潮が非常に大規模化したという経緯がございます。その後、8月になりまして、雨が非常に少なく、日射量も非常に長時間続いたということもございまして、有明海及び八代海ともに赤潮が長期間にわたって続いたという状況にございます。

○西岡勝成委員 私も、久しぶりに、まず最初船をチャーターして、1回目は漁場を回りました。2回目は水産庁の方々と行きまして、3回目は自民党の農林水産部会長と行きまして、4回目は農林水産委員会と一緒に回りましたが、表に出て、大分規模が——養殖されている企業体は少なくなっているけれども、規模的には随分大々的になってきているなという感じがいたしましたんですが、今度の原因が——いつも発生地点は湾奥部とか河口域です

よね。大体八代、球磨川流域とか菊池川、荒尾関係のあの辺とかなんですけれども。

ことは非常に空梅雨で雨が少なかったんですが、後半になって北部九州に雨がぱつと降って、私が疑っているのは、諫早湾の締め切り堤からかなり栄養塩が放出されたんじゃないかというような感じがするんですよ。これは素人考えで全くわからないんですけれども、要するに有明海の湾奥部から一斉にぱつと赤潮が広がって、ちょうどきれいな水にインクをぱつと落としたように、ぱつと一斉に大量に広がっていった。きれいな海でそこで大体カバーできるんだけど、その勢いが余りにも強かったので、もう南までずっと下ってしまったと。長崎も橘湾なんて外海ですよ、ある意味じゃ。あそこがまず最初にやられているわけですね、あの辺から。潮の流れから考えたら十分考えられる原因ですけれども、そういう、要するに栄養塩が両海域に、有明海にしても八代海にもいっぱいあると。要するに富栄養化された部分が。それにもってきて、諫早湾の締め切り堤の放出というものも重なったんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですかね。

○岩下水産研究センター所長 まず、諫早湾との関係は調査しておりませんので、何とも申し上げられませんが、一般的にシャトネラ赤潮というのは、非常に高水温のとき、それと表面の栄養塩分が非常に高いとき、そういうときに出るといいます。これは、平成12年に大被害を起こしましたコクロディウムとその辺は同じような点でございますが、そういったことで、今高温化している中では非常にしやすいというのが1点ございます。

それと、もう1点は、有明海、八代海は、今水研センターの方で、海底のシスト——シストといいますのは、簡単にいいますと、シャトネラが、非常に環境が悪くなったときに休眠細胞をつくりまして、海底にいわゆる眠

るといいますか、そういった種を海底にシストという形で置くんですが、それが有明海及び八代海にかけて、その濃淡はもちろんだと思いますが、非常に全域にわたってシストが分布しております。このシストは、大体水温が20度を超えますと盛んに発芽いたしまして、シャトネラとして増殖していくんですけれども、そういったことで、有明海、八代海のどのエリアでシャトネラが出てきましてもおかしくない状況にはあるというふうに思っています。

それで、今年度、有明海は7月3日に、また八代海は7月14日に初めて警報を出したわけですが、このときは従来とちょっと変わって、本渡の楠浦湾、ここでことし初めて出ておりますが、ここにもかなりシストが、後でわかったんですが、ございまして、やはりそういうシストのあるところには、そういった水温等の条件がかなってきかすと、いつでも出てくる、増殖していくという状況にあるのではないかというふうに思っております。

○西岡勝成委員 だから、給餌の、要するに効率とか、そういうものを今までずっとやってこられましたよね。ただ、ふんは、いずれにしても、例えば100トンのえさを与えたら、これは10トンか20トンかふんは出てくるわけで、マグロの養殖にしても、大規模化していきますと、どうしても窒素、燐というのが海底にたまってくると。

その対策をやっぱりきちんと打たないと、例えばきょうも説明がありましたように、試験場でやっておられる藻場ね、要するにワカメでも、そういう海藻類を、例えば養殖漁場の何平米か許可したら、その周りにはそういう海草の養殖を義務づけるとか、そういう形をしていかぬと、私はやっぱり赤潮というのはまだまだ起こってくると思うし、そういう面では、熊本県、有明海、八代海でも少々あ

りますけれども、ノリ養殖というのは、ある意味では冬場にそういう窒素、磷を吸収して、海をある意味では富栄養化からあれしている部分もあると思うので、海草との関係、要するに、片一方じゃそういうふんわり、そういう残餌で窒素、磷、また陸から、いろいろなところからこの閉鎖性の高い海に入ってくるわけですから、もうちょっと原因究明と同時に、やはり養殖場の改善という方策を考えていかないと、こういう何十億という被害が毎年起こって足腰立たぬような状況というのが続いていくのじゃないかと思うんですけれども、この辺はやっぱり国なり3県あたりで十分な連携をとってやらないと、熊本県から養殖漁業が消えていくというような感じさえします。

私、行って思ったのは、非常に規模が大規模化になっています。津々浦々で細かくやっていた業者が少なく、全面に出てきていますよね。そう思いますので、ぜひ、ここはやっぱりいろんな研究をしながらやっていかないと、本当に魚類養殖そのものが熊本県はなくなってしまうという感じさえしますので、後はよろしくひとつお願いします。

○鬼海洋一委員 岩下さん、これはいつぐらいから、この赤潮は発生しているんですかね、歴史的に見ると。

○岩下水産研究センター所長 今回非常に大きな問題になりましたシャトネラについて御説明させていただきますと、国内で初めてシャトネラが出てまいりましたのは、昭和42年に瀬戸内海の広島県の広島湾で初めて見られております。その後、昭和47年に、同じく瀬戸内海の播磨灘で非常に大きな被害があつておまして、それを一つのきっかけとしまして、国や関係機関等で、その赤潮防除対策といったものを、ここ40年間ぐらいかけてまして対策、研究を行ってきている状況にごさ

す。

以上です。

○鬼海洋一委員 これは言うまでもない話ですけれども、まさに今、この我々、この委員会で審議をすべき問題だというふうに思うんですが、つまり時代の産物ですよ。産業構造、あるいは生活の変化、そういうものが徐々に海を侵してきた結果として、先ほど高温になったのが原因だというふうにおっしゃったけれども、つまり高温になることによって、ある意味での触媒として、そういうものが出てくる構造的な要因があるわけですから、これはやっぱり国と協働して、発生のメカニズムをどこかでぴしっと究明していくことなくしては対応はとれないというふうにやっぱり思いますね。

ですから、今回私も、西岡委員の方からお話がありましたが、三角のずっと——ちょっとびっくりしますよね。過去になかったような現象が起きているという意味でも、ぞっとするような状況を見せていただきましたけれども、やっぱり構造がどうなっているかという原因究明を県と国が連携して取り組んでいくという、それがなければ、また同じようなことが起きるのではないかというふうに思います。ですから、ぜひその点を特に強く要望しておきたいというふうに思います。

○平野みどり委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 覆砂事業の件でちょっと確認したいんですけれども、碎石を用いて実験をしようというのがあるじゃないですか。これは、碎石を使って覆砂をしてやっているところというのは、例は全国的にどこかあるんでしょうか。ちょっとそこだけ、まず先に。

○尾山漁港漁場整備課長 碎石でやっている

場所ということでもよろしいですか。宇土市の網田……。

○城下広作委員 いや、全国ではそういう前例があるのかという。

○尾山漁港漁場整備課長 全国では、私はまだ聞いてません。

○城下広作委員 ぜひ、この砕石で、仮にそれがもし効果があるとなれば——公共事業もだんだんだんだん少なくなり、砕石の使い道というのが、極端にいうとなかなか難しくなると。覆砂で成功すると、非常にある意味では、こちらに転換できるかなという期待もあるものですから、効果がどうなのか。前例があればと思うし、今度2ヘクタールをやるというけれども、ここでどのくらいの、何立米ぐらいの砕石が必要になるのか、ちょっとその辺も数字的にわかればと思って。

○尾山漁港漁場整備課長 今回やりましたのは、5,000立米ぐらいの砕石を用いて、既にもう9月までに終わっております。

○城下広作委員 じゃあ5,000立米ぐらいやって、そこの効果を逆に見るのは何か月後か、1年かそれかよくわかりませんが、そういうことでぜひ期待したいと。砂にかわる部分で、砕石でそういうのができれば、砕石なんかある程度確保できるんじゃないかなという気がするものですから。

それと、単純な発想ですけども、砕石をそのまま投入するというよりも、ある程度海水になじませてから何年か据え置いた形の分の砕石をやった方が、海水とすぐ絡みがよくなるんじゃないかと単純に思うけれども、この辺はどうなんでしょうか。全然、考えたことがあったんでしょうか。

○尾山漁港漁場整備課長 海水になじませてやるということになりますと、非常にまたコストが高くなるということで、なかなかそこまでは今は考えておりません。

○城下広作委員 単純に、切り取った岩の砕石をするよりも海水になじませると、その間に微生物がついたりいろんなものがつくから、海になじむような期間が——早く効果が出る可能性があるのかなと、単純に素人感覚で思いました。ぜひ、何かその辺も考えてみる価値があるんじゃないかと思ひまして、一応要望として考えてほしい。

また、効果が出た部分に対しては、またいろいろ教えていただいて、砕石の効果が本当に得られるのであれば、どんどん事業を拡大することもあっていいのかなというふうに思っております。

○平野みどり委員長 ほかにございせんか。

○森浩二委員 何回も済みません。アナアオサの件ですけれども、毎度おなじみの。ここで、20ページにありますけれども、ノリ養殖に酸性処理しますよね。それを今何か制限しとつとでしょう。この前、漁民の人から、酸性処理をしなくなったからあれがふえたんじゃないかというような意見が出たんですよ。その辺は、どういう関係になるのかなと思ってですね。

○神戸水産振興課長 酸処理との関係につきましては、アナアオサについては今のところ調査をいたしておりませんので、ここではわかりませんとしか申し上げられません。

○森浩二委員 じゃあ、今までどおり酸処理をしたら——漁民の方でそういう方がおられるとですよ。

○神戸水産振興課長 酸処理自体は、最初に始まったのが青ノリの駆除ということで、ノリと青ノリが絡みますと、品質が、値段が安くなるということで、青ノリ駆除のために酸処理が当初は行われたということは聞いております。

○森浩二委員 今は、県としては、もう使わないように指導しているわけですよね。

○神戸水産振興課長 はい、そうでございます。

○森浩二委員 じゃあ、要するに——私は、海つきだけん、わからぬけど、どう答えてよかわからぬだったもんだけんですね。じゃあ聞かれた場合は、もう使うなと言った方がよかわけですね。全然わからぬもんだけん。

○神戸水産振興課長 酸処理につきましては、当初はそういう形で青ノリ対策ということで使われたかと思うんですけども、技術が上がってくると、赤腐れ病であるとか病害に対して効果があるということで酸処理剤が使われるようになってきて、変わってきております、使われ方が、現在は。

○森浩二委員 じゃあ、何で規制をかけたんですか。アサリかなんかにいかぬけんですか。

○神戸水産振興課長 酸処理に関しては、燐が酸処理剤に含まれているということで、窒素とか燐の負荷というのは、先ほどから赤潮の話にもございますように、負荷は少ない方がいいわけですから、酸処理剤で海域へ入れている燐の量とノリとして回収している燐の量、これをプラスマイナスゼロにしようということを目指して、酸処理剤の使用を少な

くしていこうということで今指導をいたしております。

○森浩二委員 はい、わかりました。

○平野みどり委員長 ほかにございませんか。

○山口ゆたか委員 委員長にお尋ねします。
この有明海、八代海については、前回の特別委員会の中で集中審議ということが出てきましたけれども、どのようにお進めになれるのかをお尋ねします。

○平野みどり委員長 集中審議というふうに申し上げましたが、各党派の方で持ち帰っていただいて、いろんな意見をまとめていただくようお願いしているところです。

○山口ゆたか委員 わかりました。

○平野みどり委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、次の地球温暖化対策に関する提言について、皆様方の質疑をお願いいたします。ございませんですか。

○城下広作委員 部長からも最初から話がありましたように、温室効果ガスの25%削減と、大変・・・話をすれば、これは重みがあるというのは御承知で、大きな課題としては、当然今から国がそのことにどう対応していくか、我々も様子を見たいと思います。大変な改革をしなければ、当然これは達成できない。

ところが、いろいろ批准する相手のことが一緒に乗っかるという、アメリカが乗っかるということが前提だから、そこが乗っからんならやらぬというような理由も、逃げる道もちゃんとあるんですけども、だけどやっぱ

り言ったからには、ある程度やるという気持ちは、私は政権政党は高いというふうに思っております。

そういう意味で、私たち国民一人一人も、30数万円——ただ、その解釈がいろいろ違ったりとか、まだしておりますけれども、今から様子を見るんですけれども、ああいう形が具体的になると、県で取り組む形も全然スピードが違ってくると思うし、これは県民の負担も相当覚悟しなきゃいけない。

こういうことの状況がどういうふうに今から変わり、県としての取り組みも、それを前提として考える部分と今までやってくる考えと、2つを持ち合わせながらやっていかないと、25という前提でやるなら、これは今までの考えはどっと変わりながらやっていかなければ——この辺の状況をどのようにとらえているか、ちょっとまず。

○森永環境立県推進室長 温室効果ガスの削減について、国が表明された25%の削減についての県の対応についての御質問かと思いません。

今、城下委員からもお話がございましたように、年末にかけて国際合意に向けて今作業中という状況でございまして、25%の削減の中に、いわゆる国際取引の分で求める分とか、森林吸収の分、我が県でも8.1%相当していますが、そういう内訳がまだ固まってないという状況がございまして。

それで、一応国際的な排出主要国の合意を前提の25という話もございまして、年末、うまく数字を含めて固まってまいりました場合は、予測として、25%を達成するための国としての全体の施策をどう打ち出していくか、その検討に入ってこられるのかと予測しております。その中で、温暖化についての全般的な基本法あたりの制定という動きも出てきているようでございまして、その中で、また個別の施策としていろんなことが打ち出され

てくると思います。

県では、今条例として、まずは各事業活動について、事業者の皆さんに、どれぐらい削減の計画を立てて、実際実施していくのかという、そういう計画とか実施状況を御報告いただくような計画書制度という導入を今検討しておりますが、そういう形で、まず県民の皆さんを含めて、みずからどれぐらい出しているかという状況把握をしてもらうのが先だと思って、そこの基本的な考え方を交えた条例をつくらさせていただきたいと思っております。国の具体的な施策が、その後また出てくると思いますので、その段階で県で条例を実施するための計画を立てていく予定にしておりますので、その中で必要な施策を整合性を持って進めていきたいと思っておりますのでございます。

○城下広作委員 よくわかりました。要は、そういうことが具体的にもっと強く数字的にもあらわれてきたら、いち早く県としても、どのくらい——じゃあどういう事業がどう変わっていく、また、県民にはどういう形の負担が来るだろう、事業者にはどういう形になるだろうということを、早目に予期ながら対応していくことが大事かなというふうに感じておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ありがとうございました。

○平野みどり委員長 ほかにございせんか。

○西岡勝成委員 私も、超党派でリユース瓶で飲む会の会長をしているんですが、飲んでばかりおって、リユース瓶の普及がなかなかいかぬものでいらしているんですが、今度その会が発展的に改称して、環境教育を考える会という会で、またちょっと深みを持った会にしたいと思っております。

も、今度11月に、その会で韓国にリユース瓶の視察に参りますが、この前船田先生からマイバックの話があって、主婦の立場で、女性の立場で話されたこと——私も、よく隣のスーパーに買い物に行きますから思うんですけども、1～2回目は3円、マイバックのない方はビニール袋代を取りますよということで何げなくその3円を払っていたんですけども、この前初めてマイバックを持ってまいりました。

そういう感覚で、やっぱり25%の話がさっき出てきましたけれども、環境というのは、ちょっとした何かの話でみんなが気づくこともたくさん我々の生活の中にあると思うんですけども、企業側にいたしましても、リユース瓶を買うと、これは大分また違った、環境的にも大きな影響を与えると思うんですけども、その辺、やっぱり行政からのちょっとアプローチが私は足りないんじゃないかという感じがするんですが、環境政策課長、その辺の、今リユース瓶の県下の実態とこれからのリユース瓶の普及ですたいね、啓蒙といいますか、そういうことをちょっと教えていただきたいし、行政からちょっと後押しをすると、例えば、そういうところを表彰するとか、何かそういう助成をするとか、そういう形をとると普及の度合いが大分違って来んじゃないかと思うんですけども、その辺、どうですかね。

○園田環境政策課長 環境政策課でございますけれども、リユース関係、3Rですけれども、廃棄物対策課で所管しておりますので、廃棄物対策課長から……。

○山本廃棄物対策課長 実は、昨日でございますが、パレアで、ごみゼロ推進県民大会という、例年10月1日、3R月間の最初でございますので、させていただいておりますが、田中商店さんからもおいでいただきまして、

当然展示はしていただきましたけれども、リユース瓶の普及について、今のリユース瓶で飲む会の話まで御紹介いただいたところでございます。今までも、環境大臣からも賞をもらわれたりされておられまして、非常に積極的に活動されていると思います。

ただ、現在のところ、私どもの方から何か補助金とかそういうのを差し上げているわけではございません。あそこがエコタウンというところに進出なさっておられまして、そこで活動なさっているということで全国からも注目を浴びておられますので、我々としても、そういったことの御情報の提供とか、そういうことでできる御支援はしていきたいなというふうには思っているところでございます。

○西岡勝成委員 もうちょっと行政として、県内の酒造メーカーとか、そういうところに働き——これは非常に難しい部分もあると思いますよ、経営とのあれもありますので。こういう温暖化というのが非常に大きなテーマになっている中で、やっぱり県も、蒲島知事も力を入れてやっておられる中ですから、そういう小さなことの積み重ねなんです、最終的には、この環境対策というのは。

そういうことでありますので、ぜひ、行政からもひとつ大きな働きかけをしていただいて、協力を願うと、そして、熊本県はCO₂を抑えるんだというような、そういう空気をぜひつくっていただきたいと思います。

○山本廃棄物対策課長 さらに、今のお話について、昨日は、全国消費者アドバイザー協会の国の委員もされている方でございますが、まさに委員のおっしゃるように、一つ一つ小さな努力を——買い物をする消費者も、そういう環境にいいもの、環境の負荷の少ないもの、そういったものを選んで買うような、そういった消費者も努力しなければいけ

ないんだということを訴えていただきました。きょう、少しであります。マスコミにも取り上げられていた次第でございますので、ぜひこのような取り組みは今後ともやりたいと思っております。

○平野みどり委員長 委員長からです。今のことに加えてですけれども、田中さんは一生懸命やっておられるけれども、ほかの瓶メーカーというか、そこら辺にも広がっていくようにしていただきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○鬼海洋一委員 交通対策総室の方に質問したいと思っておりますが、パーク・アンド・ライドの専用駐車場を活用した実証実験に取り組み中ということで書いてあります。これはもうずっと申し上げてきたことですけれども、やっぱり今、高速道路の1,000円かゼロ円か、そのことによって逆に排出量がふえていくという、こういう議論もあっているさなかですけれども、このバス路線の再編といいますかね、バスの路線がうまくこのパーク・アンド・ライドというシステムと結合することができるかどうか、利用客がそちらの方へ乗りかえるという、その思いになるかどうかのきぎではないかというふうについていつも思っているんですね。

それで、バス交通のあり方検討協議会というのがありますが、ここで、どの程度そういう認識に基づいて、ダイヤ改正等を含めて真剣に議論をされ流れていっているのかということについて、ちょっと紹介していただけますか。

○田代交通対策総室副総室長 交通対策総室でございます。

前回の委員会でもちょっと御意見いただきました。今、ここの59ページのところの2つ目のポツのところ「バスの乗換拠点性に関

する検討を実施中」ということで書いてありますけれども、ちょっと先ほど言いましたけれども、現状の乗りかえのいわゆる場所的なゆとりがどうあるのか、どれぐらいの可能性はあるのか、バスから電車、あるいはバスからバスも含めまして、現状調査を今年度やるというようなことでやっております。今年度そういう現況をまとめまして、そこにハード整備が要るのか、ソフトでいいのか、そういったミニバスターミナルといいますか、乗りかえの場所としての検討を具体的に進めていくということで、熊本市圏ではそういうことを考えております。

それから、先ほどパーク・アンド・ライドのお話をいただきました。例えば、前回お話しいただきましたクリアでのバス乗りかえということで、あそこにもパーク・アンド・ライドでたしか50台ぐらいのキャパシティの駐車場が用意してあるんですけれども、まだ利用が半分ぐらいというようなことでございまして、まだまだゆとりがあるということで、これはきのうからのバスの時刻改正で、熊本バスさんの方で、バスの時間を6時、7時台をこれまでよりもちょっと増便したり、あるいは時間をちょっと調整しましてバスの便の6時、7時台をふやしたり、そういった調整をやっておられます。

そういうような感じで、バス会社の方でも、いろんな乗り継ぎ、それからこちらの方のパーク・アンド・ライドとかそういった場所の提供、そういったところとリンクさせた形でいろんな調整を実際されている、あるいはされようとしているというような状況でございます。まだちょっと検討途中のものもございまして、県としてもいろいろ促していきたいし、またはそういう参画をしていきたいと思っております。

○鬼海洋一委員 この前、どの場面でしたかね、取り組む努力目標がお話でありまして、

これはよかなというふうに思ったのは、つまり駅あたりで駐車場がないんですよ。そこに行っても、つまり乗りかえるためには、1時間に1本かどうかというバスを待って、そしてそれに乗って電車に乗ると。せっかく、市内に行くかと——私は松橋ですけども、駅に駐車場があれば、そこに車を持って行って乗りかえていくなんでこともできるんですけども、どうやったら公共交通に乗りかえができるのかという利便性の問題でネックになっている部分を調査しながら、その解消をさせていく取り組みが必要じゃないかなというふうにやっぱり思いますね。

それから、例えば、そういうバス停だとか、あるいは駅だとか、これは地元の自治体と協議をしながら、その条件整備を行うという、そういう取り組みが強力にされたら、もっと効果が上がるのではないかなというふうに思いますね。ぜひ、その辺の取り組みをいただくようお願いしておきたいと思えます。

○田代交通対策総室副総室長 今、県下各地で、例えば小国郷でありますとか、あそのゆうステーションを中心としたバスの乗りかえでありますとか、あるいは南阿蘇の方でありますとか、あるいは大津、合志、そういったようなところで、いろいろ循環バスを検討したり、あるいは乗り合いタクシーみたいなものに転換しようとか、いろんな協議を、まさにおっしゃったように市町村が中心となりまして、また県の方も入りまして、いろんな乗りかえの検討、それから、小さなことかもしれないかもしれませんが、時刻表の見直しとか、協議会みたいなものをつくって、今県下に10ぐらいありますけれども、そういったものをどんどん県の方も促して、地域と一緒にやってさらに検討をやっていきたいと思っております。

○守田憲史副委員長 自分の地元の宇城市小川町のダイヤモンドシティで、ダイヤモンドシティがお金を出して、ダイヤモンドシティと小川駅間を無料で回っています。これがかなり利用者が最近ふえたみたいで、便数も多く、そして隣の大森病院、またはその隣のごみ温泉も恐らくお金を出されているからと思うんですが、そこも回るようになりました。

最初は、お客さんを集めるためになさったと思うんですが、今は、地域では、田舎の方では、女子高校生、女子大生と、もう女の子は、そのくらいの年以上になると、各家庭が、朝も夜も行きも帰りも、例えば小川駅に送るんですね、マイカーで。

そんな感じの中、最近では、そのバスを見ていると、田舎なのに女子高校生とか高校生がいっぱい乗っているんですよ。結局、朝はどこまでかわかりませんが、帰りはもう小川駅をおりたらただですから、ダイヤモンドシティまで乗っちゃうんですよ。そして、そこで買い物をするかなんか知りませんが、そこに何か親御さんが迎えにくるというパターンで、あれは無料なんですよ。これは結構成功しているんじゃないかと思うんです。

こういう、何というんですかね、ショッピングセンターさん、先ほどクレアが出ましたが、バスターミナルとしての拠点性を高めるということと、やはりスポンサーをつけるということと、そして、そのバス会社と競争するというんだったら、そのバス会社に民間の方のスポンサーをつける。それでも足りなかったら——高速料金を無料にするぐらいだったら、その幹線道路に補助金をつけて、もしかしたら——例えば、クレアと交通センターを15分おきにただで送ると。

そうすると、ただだと、見てると乗りおりが早いんですよ。みんなぱっとおりるし、ぱっと乗っちゃうし、モデルでもいいですから、ぜひそれを試してもらったら、よりクレ

アも助かるわ、交通センターもいいわ、家族も助かるわ、公共交通機関で環境にもいいわと、ぜひ、何というんですか、モデルケースでもいいですから、僕は、小川のあれはうまくいってるんじゃないかなと思うので、執行部、ちょっと調査していただいて、どこか1カ所ぐらいちょっと本格的に試してもらったら——思ったよりも高校生がいっぱい乗ってくるというのは、ある程度しても期待はしていなかったと思うんですが、別の使い方で結構あれは成功しているんじゃないかなと思いますよ。

自分の子どもも、例えば土日、熊本市内へ遊びに行くと言って、今までは小川駅まで送って行って集合場所だったのが、みんな小川のダイヤモンドシティになったんですよ、今は。これはぜひちょっと検討していただきたいと思います。

○平野みどり委員長 じゃあ検討方、よろしくをお願いします。

○堤泰宏委員 きのうだったですかね、おとといだったか、ロックが農業試験場あたりに店舗を開きましたですね。あれにかかわらず、今、小川も出ました。光の森もいっぱい大型店舗がありますよね。あれの許可をやる時に、あれは駐車場の台数を売り場面積に比例して何台以上確保しなさいとか、そういう方向で今指導があつとると思います。

それから、熊本市の鶴屋を中心とした上通とか下通とか新市街ですね。あそこに地下駐車場、あれは市営かな、あれは公営でしょうかね……（「市営」と呼ぶ者あり）民間の駐車場もあります。

それで、これはできるできぬの話じゃないですよ。ちょっと私はもっこすだけん、変なことを言うて失礼かもしれぬですけども、あのエリアは駐車場の設置を全面禁止するか、どうせバスと電車はあの中心地に向かっ

ていくわけですから、えらい不便はないと思うんですよね。これはできぬと思つとるけれども、まあ言わせてください。

ヨーロッパにストラスブルグという町がありますもんね。あれは町の真ん中には乗用車は絶対入れないですもんね。これは、ちょっと話が外国——例えば、ロックとか光の森に大型店舗の許可を出すときに、駐車場は1台もつくってはならないと、店舗はどんな大きなものでもじゃんじゃんつくりなさいと、そうすれば、私はみんな車で買い物に行かぬと思うんですよね。

今、大型店舗を出すものだから、地方の商店街がなくなる。本当は歩いて買い物に行きたいじいちゃん、ばあちゃんが、やっぱりみじマークをつけて、80以上ですよ。危のうしてたまらぬ。そういう人たちが、やっぱり大津やら光の森に高森へんから買い物に来ちよるんですよね。そして、立野を過ぎると運転が怖いと。運転が怖いなら、あんた乗らぬならよかろばってんと言うと、高森じゃ買い物されぬと言わすわけですね。品ぞろえがないということでしょうね。

大型店に駐車場をつくらせるというのは、これは私は、何とかな、車でないと買い物に行けないと。車でないと行けぬなら、軽のやっぱり10万円ぐらいする車でもお年寄りを持つとるですもんね。そして、やっぱりよたよたして車で買い物に行って、ますます地方の商店はなくなる。

私は、もう大型店にはじゃんじゃんつくりなさいと、ただ、駐車場はだめよと。それから、新市街の町の真ん中は、商店街は頑張ってくれと、でも、駐車場はだめよと。そのくらはまらぬと、これは地球温暖化なんというのは言うばかりで、恐らく進まぬと思うんです。ヨーロッパは、そこら辺は少しははまりがいいみたいな気がします。できぬとはわかつとるけれども、参考に。せつかく委員に来とるけん、言わせてください。

○平野みどり委員長 答弁はよろしいですね。

○堤泰宏委員 答弁は、こがんとはできぬ。

○平野みどり委員長 はい、わかりました。
ほかにございませんか。

○浦田祐三子委員 環境政策課だと思いうのですけれども、ちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

今、玉名市で市民座談会というのがあって、その環境部会の中で月に1回コンテナ回収を行っているんですけれども、そのコンテナ回収で、玉名市以外では、ほかにどこかでされているところは把握されていますか。

○山本廃棄物対策課長 それは、コンテナ回収というのは、中に資源になるような紙とか、そういうものを集めておられるということですか。

○浦田祐三子委員 資源ごみも……。

○山本廃棄物対策課長 集団回収というのは、全県下いろんな市町村でやっておられますが、今の座談会でというような、そういった個別の事例はちょっとなかなか……。

○浦田祐三子委員 それは、単にボランティアの団体だと思いうのですけれども、県の方からも、いろいろあるたびに来ていらっしゃってるみたいなので、把握されてるかなと思っただけですけれども……。

それはいいんですけれども、ここで月に1回お手伝いに行ってるんですけれども、その中で親子で来られた方が非常に感動されて、これは非常に環境教育にいいだろうということで、よければ県の方でもこういうことをど

ンドン進めていただけないでしょうかというお話がありましたので、一応そのことだけをお伝えさせていただきたいと思います。

○平野みどり委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴委員 環境政策課の方にお尋ねをしたいと思います。

今、この環境対策特別委員会の方からの提言に基づいて、今条例を策定していただいていると思っております。これは、今厚生常任委員会の方でも報告を受けていただきまして、最終的には厚生常任委員会の方で議決をするわけでございますが、特に議会から言われたということではなくて、もう日本国民皆さん方が、温暖化対策、CO2削減はしなければいけないだろうというふうなコンセンサスはやはりでき上がってきているんだと思うんですよ。

ただ、余りにも現実離れしたときに、そのほかに影響が出てきたとき、例えば余りにも厳しい規制があるために、企業がどこかにもしかしたら移ってしまう可能性は、今後可能性だけはあるわけですね。そういう意味では、そのほかのものとやはりリンクしてくる部分があるんだと思うんですよ。

特に、条例とか「経済と環境の両立という共通意識の下」と書いてありますので、その辺は、十分私は意見を聞きながらやっているといると思うんですが、雇用を守るという観点からすると、やはり企業活動が非常に——条例がそんなに厳しいとは思いませんが、やる場合に、雇用を守る側の立場の方に向けて、やはりある程度の手助けをしていくような仕組みも一緒につくっていかねばいけないんじゃないかというふうに思うんですね。だから、熊本県が、改めて他県に先んじてもし条例をつくるんだとすれば、そういった県の覚悟は、別のところで私は必要にな

ってくるんじゃないかと思うんです。

だから、ぜひ、そこら辺をどう考えているのか、お聞きをしたいということ、条例までつくってやろうということであれば、県の率先行動も今より以上に求められてくる部分が私はたくさんあると思うんですよ。そのときに、県が調達するものの関係の仕様書の見直しとか、そういったところまでを含めて検討していかなければいけないんじゃないかというふうに思うんですね。

例えば、電力の調達について、自然エネルギーをどういう扱いにするのかとか、再生エネルギーをどういう扱いにするのかとか、そういったところの調達の仕様までを含めて、県の事業自体も私は見直していく必要があると思いますし、例えばここの部屋で見て、そこにある電球をLEDにいつ変えていくのかとか、蛍光灯がこんなに1つのところに6本もありますけれども、6本必要なのかとか、3本ぐらい間引きしてもいいんじゃないかとか、そういったところまでを含めて、県の率先行動が私は問われてくるんだと思うんですよね。そういう覚悟についてあるかどうか、私はお聞きしたいと思うんですけれども。

○森永環境立県推進室長 温暖化対策の条例の進め方について、池田委員から御意見をいただきました。

経済と環境との両立、温暖化対策との両立というの、今回条例の基本的な理念という形で位置づけをしたいと思っております、こういう経済情勢でございますので、温暖化対策をやることで直接的なコストの削減が図れる、その削減できたコストで新たな設備投資につなげていただくとか、経営改善のために温暖化を積極的に利用してもら、活用してもらおうという、そういう視点で、この間ずっと事業者の皆様には御説明をしているところでございます。

その際に、やはり条例でできること、もっ

と産業政策的な事柄も、当然雇用政策も出てまいりますので、そこら辺は庁内で連携会議という形で検討の場を設けておりますので、そこで十分今後とも議論させていただいて、どういう政策がどのタイミングで必要かということ、今後とも検討して実施していきたいと考えております。

それから、もう1点の率先行動という点でございますが、これは、県でも、ISOの計画ということで、毎年、エコオフィス活動と申しますか、そういうチェックをやりながら進めておりますが、今、委員からお話があった、いろんな設備、経費の問題も含めてでございますけれども、今後できることからということになると思いますけれども、削減の目標も掲げながら、条例制定後に、先ほど申し上げました県の温暖化の推進計画というのを条例実現のために立てさせていただきたいと思っておりますので、その中で、県内全域の対策と県庁がやるべき事務事業の対策と両面から、その内容について詰めていきたいと思っております。

○池田和貴委員 ぜひ、私が言いたかったのは、必要だと思っているんです。ただ、やっぱり必要だから、何かこう総花的——これはちょっと表現がおかしいですね。必要だからやるという、そういう格好だけじゃなくて、やっぱり本当につくった後に本質が問われてくるというふうに思っています。だから、この条例をつくった後の施策ですとか、いろんな事業という、そういうものにきちんと覚悟を持ってやっぱり取り組んでいただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

以上です。

○平野みどり委員長 質疑の途中ですが、2時間を経過しましたので、ここで5分間休憩したいというふうに思います。再開は、大体20分とします。まだやりますので……（もう

12時ですよ」と呼ぶ者あり)ですから、一たんトイレ休憩をします。

午後0時16分休憩

午後0時22分開議

○平野みどり委員長 それでは、再開をさせていただきますてもよろしいでしょうか。

では、再開いたします。質疑はございませんですか。

○船田公子委員 熊本市のごみの有料化がきのうから始まりましたけれども、きのうテレビを見てみたら、ごみが半減した、半減以下になったところというのがたくさん出ておりました。県下の中で、ほかに有料化されていないところというのは、まだたくさんあるんでしょうか。

○山本廃棄物対策課長 県内のごみの有料化につきましては、水俣市が、あそこは分別が進んでいるせいだと思いますが、生ごみ以外のやつは有料化になっておりません。あとは全部有料化でございます。

○船田公子委員 生ごみ以外は有料化されて……。

○山本廃棄物対策課長 特別な袋を使ってくださいということで売ってございます。

○船田公子委員 じゃあ、もう水俣だけ……。

○山本廃棄物対策課長 熊本市のようなやり方をやっていないのは、もう水俣だけということになります。

○船田公子委員 はい、わかりました。（「あとはコンテナでしょう」と呼ぶ者あり）

○山本廃棄物対策課長 失礼しました。あとは、きちんと——なぜかといいますと、分類が物すごく進んでおりますので、必要がないということでございます。熊本市は、手数料としての45リッター35円というのが課税されてないという、そういうことでございます。

○平野みどり委員長 熊本市が最後だったということですね。

○山本廃棄物対策課長 そうです。

○平野みどり委員長 ほかにございませんですか。（「水俣も有料でしょう」と呼ぶ者あり）

○山本廃棄物対策課長 済みません。生ごみの袋は、これを使ってくださいということで、それは有料で売ってございます。それは有料ですが、手数料として、これは熊本市の手数料として今回のは入る、そういう手数料でございますので、そういう仕組みではないという意味で、ちょっと申しわけございません、正確に申し上げるとそういうことでございます。誤解を申し上げたら申しわけございません。訂正いたします。

○平野みどり委員長 ほかにございませんか。

ありませんようですので、報告事項に入っていきたいと思います。

執行部から説明をお願いいたします。

○神戸水産振興課長 赤潮の発生及び被害状況について御報告申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、赤潮の発生状況ですけれども、ことしの9月14日までの赤潮の発生件数は20件になっております。左下の方の図がございますけれども、平成10年を境に、10年以降につい

ては増加傾向が見られております。

今回のシャトネラ赤潮に関しましては、7月3日に有明海で、7月14日に八代海で赤潮の警報——基準が1ミリリッター当たり10細胞以上ということで警報を発令いたしております。

その後の赤潮の状況については、2ページの方の図に示しております。7月17日から23日の間に有明海で広域的に発生しております。24日から31日にかけては、有明海の全域に広がり、八代海では北部、中部に広がっております。8月1日以降になりますと、有明海の赤潮は散発的になり、八代海の方では、逆に南西部へ広がり、八代海全体に赤潮が広がっております。

もとの1ページに帰っていただきまして、2の方の赤潮による被害状況でございますけれども、上天草市、天草市の養殖場で、合わせて約62万尾、被害金額として約8億7,000万円の被害が発生いたしております。右下の表にございますように、平成元年以降では3番目の被害になっております。

3の今後の対応のところでございますけれども、県では、今回の被害に対して、共済制度による早期の被害補てんや制度資金による経営支援に関係機関と連携して努めているところでございます。8月25日には、国に対して、発生原因の究明と対応策の開発、金融支援制度の充実等を要望したところでございます。さらに、今後養殖業者の経営再建を支援するため、必要な稚魚の購入等に係る資金の最大無利子化を図る緊急支援事業を今定例県議会上に提案したところでございます。

以上でございます。

○平野みどり委員長 続きまして、本県の温室効果ガス総排出量の状況、平成19年度の速報値について、園田環境政策課長、お願いします。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

報告事項の2番目、本県の温室効果ガス総排出量の最新の状況について御説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

まず、1の温室効果ガス総排出量についてでございますが、平成19年度の総排出量は、速報値ということでございますけれども、1,267万4,000トン、基準年度の平成2年と比べて13.7%上回っております。前年度は10.2%増ということだったわけですが、3.5%増加しており、削減目標としております平成2年度総排出量比6%減との差は19.7%という非常に厳しい状況でございます。

今後、目標を達成するためには、森林吸収で8.1%、そのほか11.6%の排出削減が必要な状況でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

部門別の温室効果ガス排出量についてでございますが、部門別内訳を見ますと、産業部門が39.2%と最も多く、次いで運輸部門23.3%、家庭部門17.1%と続いております。

5ページをお願いいたします。

ここからは、増減要因の分析ということで、部門ごとに分析をしております。

最初に、(1)の産業、業務その他部門でございますが、平成2年の基準年度比で14.7%増加しております。これは、県内の企業誘致件数が高水準で推移していることなどに伴い、製造業における製造品出荷額が伸びており、生産活動が活発であったことによると考えられます。

そのような中、図4に示しますように、生産の効率化をあらわす製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量は、ここ数年、各事業所の御努力により微減傾向にあります。

次に、6ページをごらんください。

業務その他部門、これは主にオフィスや店舗が対象となりますけれども、排出量は前年

度比で1.4%増加しております。右の図5のグラフは、年間の平均気温の変化を示しておりますが、平成19年度は、9月の気温が高く、過去最高の月平均気温を記録するなど残暑が厳しく、エアコンの使用増加により、電力消費量が増加したためと考えられます。

続きまして、(2)の運輸部門でございますけれども、排出量は基準年度比で9.2%増加しております。これは、県内の自動車保有台数が増加したことに伴い、ガソリン、軽油の消費量がふえたことによるものでございます。

なお、排出量が前年の平成18年度と比較して若干減少しておりますのは、ガソリン等の燃料費の価格上昇により、自動車の使用が控えられたことによると考えられます。

参考までに、県内におけるレギュラーガソリンの店頭価格の推移を、次の7ページ、図7に示しております。

3番目の(3)家庭部門でございますけれども、排出量は、基準年度比で25.8%増加しております。各部門の中では最も大きな伸びを示しております。これは、図8、図9に示しておりますように、近年世帯数がほぼ一貫して増加していることや、家電製品等の普及に伴い、電力消費量が増加したことによるものと考えております。

8ページをお願いいたします。

右の図10のグラフは、年間の平均気温の変化を示しておりますが、先ほども申しましたとおり、平成19年度は、9月の気温が過去最高の月平均気温値を記録したということで、エアコンの使用増加により電力消費量がふえたためと考えております。

9ページをお願いいたします。

最後に、廃棄物部門についてでございますが、排出量は、基準年度比24.4%減少しております。これは、フロン回収破壊法の施行等に伴い、代替フロン等の3つのガスの排出量が減少していることによるものでござい

す。

温室効果ガスの総排出量の状況は以上でございます。

○平野みどり委員長 続きまして、熊本県の地球温暖化対策の推進に係る条例の検討状況について、引き続き園田課長にお願いします。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。引き続き、環境政策課から説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

先ほど、条例の検討状況につきましては、簡単な説明をさせていただきましたけれども、改めまして、条例の検討状況について報告をさせていただきます。

まず、1の条例の検討経緯でございますけれども、本年3月、環境対策特別委員会から、条例の早期制定と経済界と連携した温暖化対策の推進についての提言がございました。

また、県の環境審議会に有識者や業界団体関係者10名で構成する条例検討委員会が設置されまして、計3回の審議を経て、7月8日に条例骨子案が取りまとめられたところでございます。

さらに、条例検討委員会や経済界などからは、条例の内容を県から事業者等に丁寧に説明し、意見や要望をお伺いするという意見が多くございました。そのため、7月下旬に5日間、県内5会場で対象事業者との意見交換会を行っております。

それから、8月31日に、環境審議会におきまして条例骨子案が審議了承されまして、9月11日に、同審議会から県に条例骨子案が答申されたところでございます。

次に、3の条例の骨子案について御説明いたします。

骨子案の詳細は、11ページをお願いいたし

ます。

まず、1の総則では、目的としまして、(2)でございますけれども、温室効果ガスの排出量を自然界の吸収量まで削減すると同時に、生活の豊かさを実感できる社会である低炭素社会の実現を上げております。

また、条例の基本的な理念としまして、(1)で総合的、計画的な推進、(2)で自主的、積極的な推進、(3)で地球温暖化対策と県経済の持続的発展及び県民生活の向上との両立の3点を上げております。

次に、2の県による地球温暖化対策におきましては、(1)で地球温暖化対策について県の推進計画の策定、(2)で実施状況の公表、それから(3)で県の率先行動を上げさせていただいております。

3の事業活動に係る地球温暖化対策では、事業者が事業活動を行う上で取り組んでいた項目として、カーボン・オフセットの取り組みやグリーン購入の推進を上げております。カタカナの言葉が出てまいりますけれども、説明書きを米印で書かせていただいております。

それから、12ページに移りまして、(7)から(9)までは、事業活動からの温室効果ガスの排出抑制や、そのための対策措置等に関する3年から5年程度の計画書と毎年度の実施状況報告書を事業者に提出いただき、県がその内容を公表する事業活動温暖化対策計画書制度というものを上げております。

4の日常生活に係る地球温暖化対策では、県民の生活スタイルの見直しと、そのために必要な事業者側からの情報提供の必要性に言及しております。項目としては、(2)でグリーンコンシューマー運動、(5)カーボン・フットプリント等について上げております。

5の交通及び自動車に係る地球温暖化対策では、例えば、(7)で電気自動車の普及の促進などを上げております。

そのほか、(8)と(9)でございますけれども、

も、従業員500人以上に、エコ通勤の取り組みに関する3年間の計画書と毎年度の実施状況報告書を事業者に提出いただき、県がその内容を公表するエコ通勤環境配慮計画書制度というものを上げております。

エコ通勤につきましては、本県の公共交通機関の現状を考慮しまして、ノーマイカー通勤だけでなく、エコドライブなどのマイカー通勤をしながらの燃料使用の抑制も含めた広い概念として推進することとしております。

それから、13ページでございますけれども、6の建築物に係る地球温暖化対策では、(1)の一定規模、床面積2,000平米以上としておりますけれども、の建築物を新築、増改築等をするときの建築物の環境配慮の計画書及び工事完了の届け出を提出いただきまして、県がその内容を公表する制度などの建築物環境配慮制度を上げております。

それから、7から11まででございますけれども、それぞれの項目につきまして、さまざまな取り組みの促進を上げさせていただいております。

それから、14ページでございますけれども、12の県による措置及び支援等におきましては、(4)環境産業の育成と振興、県内中小企業の地球温暖化対策の支援などを上げております。

それから、13の雑則におきましては、(3)と(4)で計画書などの未提出や虚偽記載者に対する勧告やその旨の公表を上げさせていただいております。

それから、14の施行期日のところでございますけれども、(2)におきまして、条例制定から5年程度経過後の条例の見直し等を上げております。

条例骨子案についての説明は以上でございますけれども、15ページをごらんいただきますと、3つの計画書制度——先ほど簡単に御説明しましたけれども、計画書制度の概要を記載しております。後ほどごらんいただければ

ばと思います。

10ページにお戻りいただきたいと思いません。

今後のスケジュールでございますけれども、10月でございますけれども、条例の検討段階から県内の中小事業者にも広く内容を周知しまして、環境に配慮した経営を進めていただけるよう、各地域振興局単位で市町村や関係団体を交えた説明会を開催することとしたいと考えております。

それから、10月中には事業者等の意見や要望を集約しまして、条例素案を取りまとめの上、11月には県政パブリックコメントを実施したいと考えております。

それから、条例案提出についてでございますけれども、来年2月の定例県議会を想定しております。施行時期は、来年4月を目指したいというふうに考えております。

最後になりますけれども、条例制定に向けては、県議会を初め、経済界、有識者の御意見なども踏まえた上で、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○平野みどり委員長 ただいまの報告3点について、質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 これは堤次長に答えていただきたいんですが、先ほど赤潮被害の報告がありました。熊本県が、マスコミも県民も注目しているマグロの養殖を始めてるんですけども、2業者だから、そこで被害額を出すと、経済活動をしているので、いろいろ問題もあると思いますけれども、実質は、我々が聞いているところでは、マグロにもかなりの被害があっていると聞いておりますが、額はともかくとして、やはり熊本県の今後の政策を進めていく上でも、その辺ははっきり把握しとかぬと、先生方がこれを見ると、マグロは死なるとばいねというふうな変な誤解を与

えてもいかぬし、やっぱりその辺はきちっとしとかぬと、県もこれだけ力を入れてマグロの養殖をやるという中で、実質的にはマグロもかなりの被害を受けていると私は聞いておりますが、その辺はどうですか。

○堤農林水産部次長 マグロでございますけれども、今回の赤潮で死んだ魚というのは、泳ぐスピードが速いやつ、そういったものが被害を受けるわけでございます。ゆっくりしているやつは、何とか生き延びるということでございますので、ブリが一番大きな影響を受けるということでございましたけれども、マグロも、実はもっと速いスピードで泳ぐわけでございます、時速100キロを超えるという速度で泳ぐということでございますので、相当の被害があっているということは、これは想像にかたくないわけでございます。

実は、これは共済の対象になってないところがございます。そういったことで、保険の対象にはなっていないので、別途保険をかけているそうでございます。ここに被害を出しますと、次期からまた保険料が高くなるということも一つあるようございまして、そのところをはっきり我々には言えないというのが一つあるようでございます。

もう1点が、融資関係、これは銀行から直接融資を受けているわけでございますが、被害が大きくて経営が悪くなると、融資もまた受けにくくなるということのようございまして、ちょっと済みませんけれども、公表は差し控えさせていただきませんでしょうかというようなことで、何回も聞くんですけども、そういった返事でございますので、現在のところ把握はしておりません。しかしながら、確実にこれは死んでいるというふうには、今委員が言われるとおりでございますけれども、時間を置いて把握をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○平野みどり委員長 ほかにございませんか。ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

なければ、そのほかに移ります。その他として何かございませんか。その他です。

○鬼海洋一委員 温暖化対策の問題ですが、本会議でもああいいうぐあいにお答えをいただきまして、ただ、先ほど、ちょっと議論の中で気になることもありましたので、申し上げておきたいというふうに思うんですが、今回示されました3つの計画書制度の概要ですね。この3つの制度について、今から具体的に詰めていくというふうに思うんです。この辺が大きなかぎになってくるんじゃないかというふうに思います。

それから、この概要に基づいて今から議論をされていくということですが、先ほど池田先生の方からもお話がありましたコストなんですよ。これは、今回早速25%削減目標の中で反応したのが経済界で、余りにも厳しいという、こういう意向が既に表明されているわけですけれども、今から、恐らく政府の方でも、このコストの問題については細かに精査されて、そして具体的な中身が示されていくというふうに思うんですが、逆に、このままの状況で温暖化に行ったときにどうなっていくかという、大きな意味でのコストというのが、今のところなかなか言われていないというのが非常に気にかかることであります。

きょうですかね、伊勢湾台風に匹敵する、それ以上のものが、この海水温の上昇によってさらに起きる可能性があるという報道も実は出ておりました。それから、この海水温の上昇によって、つまり海面膨張で、既に不知火海湾奥部については、かなり海の高さが増しているわけですよ。

既にどういう状況が熊本県下で起きているかという、例えば平成11年のあの水害以

降、この海面膨張による被害、これはやっぱり公共土木の基準変更もやっていかなきゃいかぬということで、御承知のとおり、不知火海湾奥部は、堤防の高さが6.2メートル、平均的にいうと、もう60センチ高く上げているんですよ。こういうコストも、さまざまな分野でもう既に出てきているわけですよ。こういうコストをどういうぐあいに見るかということも含めて、今後、日本的にも大きな議論を呼ぶ内容も出てくるのではないかというふうに思っています。

そういう意味で、このままの状況が続いた場合の、大きな意味でのコストということを含めまして十分議論していく必要がやっぱりあるというふうに思いますから、ちょっと気になりましたので、一言つけ加えさせていただきました。

○平野みどり委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 その他の中で、江津湖の件で、実はウォーターレタスが物すごくはびこっております。今、県の方から市の方へ委託し、清掃されているかというふうに思いますけれども、とても間に合うような状況じゃないというふうに今思っておりますので、この部分に関して、ぜひ早急に湖面の清掃をさらに強化していただければというふうに思いますので、これは要望で構いませんので。

○平野みどり委員長 要望として承ります。

ほかにございませんか。ないようでしたら、これで質疑を終わらせていただきます。

続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審議についてお諮りいたします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることに異議

はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平野みどり委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして第13回環境対策特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

なお、委員の皆様、若干打ち合わせを行いますので、お残りください。執行部、記者、傍聴の皆さんは退席をお願いいたします。

午後0時46分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

環境対策特別委員会委員長